

平成 29 年第 3 回定例会

富良野市議会会議録（第 3 号）

平成 29 年 9 月 13 日（水曜日）

平成 29 年第 3 回定例会

富 良 野 市 議 会 会 議 録

平成 29 年 9 月 13 日（水曜日）午前 9 時 59 分開議

◎議事日程（第 3 号）

日程第 1 市政に関する一般質問

- | | |
|-----------|----------------------------|
| 岡 本 俊 君 | 1. 市民の安全確保について |
| | 2. 自転車観光の推進について |
| | 3. 障がい者福祉について |
| 日 里 雅 至 君 | 1. 行政施設について |
| 佐 藤 秀 靖 君 | 1. 広報・広聴について |
| 天 日 公 子 君 | 1. 富良野市いじめZERO（ゼロ）推進条例について |
| | 2. 就学援助費の入学前支給について |
| 石 上 孝 雄 君 | 1. 交通安全対策について |
| | 2. 地上デジタル放送の難視聴者対策について |

◎出席議員（18 名）

議 長	18 番	北 猛 俊 君	副議長	8 番	天 日 公 子 君
	1 番	大 栗 民 江 君		2 番	宇 治 則 幸 君
	3 番	石 上 孝 雄 君		4 番	萩 原 弘 之 君
	5 番	岡 野 孝 則 君		6 番	今 利 一 君
	7 番	岡 本 俊 君		9 番	日 里 雅 至 君
	10 番	佐 藤 秀 靖 君		11 番	水 間 健 太 君
	12 番	関 野 常 勝 君		13 番	渋谷 正 文 君
	14 番	後 藤 英知夫 君		15 番	本 間 敏 行 君
	16 番	広 瀬 寛 人 君		17 番	黒 岩 岳 雄 君

◎欠席議員（0 名）

◎説 明 員

市 長 能 登 芳 昭 君	副 市 長 石 井 隆 君
総 務 部 長 若 杉 勝 博 君	市 民 生 活 部 長 長 沢 和 之 君
保 健 福 祉 部 長 鎌 田 忠 男 君	経 済 部 長 後 藤 正 紀 君

ぶどう果樹研究所長 川 上 勝 義 君
看護専門学校長 澤 田 貴美子 君
財政課長 藤 野 秀 光 君
教育委員会委員長 吉 田 幸 男 君
教育委員会教育部長 山 下 俊 明 君
農業委員会事務局長 佐 藤 正 義 君

建設水道部長 吉 田 育 夫 君
総務課長 高 田 賢 司 君
企画振興課長 西 野 成 紀 君
教育委員会教育長 近 内 栄 一 君
農業委員会会長 東 谷 正 君
監査委員 宇佐見 正 光 君
公平委員会委員長 中 島 英 明 君

選挙管理委員会事務局長 大 内 康 宏 君

◎事務局出席職員

事務局 長 川 崎 隆 一 君
書 記 佐 藤 知 江 君

書 記 今 井 顕 一 君
書 記 倉 本 隆 司 君

午前9時59分 開議
(出席議員数18名)

開 議 宣 告

○議長（北猛俊君） これより、本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（北猛俊君） 本日の会議録署名議員には、
石 上 孝 雄 君
広 瀬 寛 人 君
を御指名申し上げます。

日程第1 市政に関する一般質問

○議長（北猛俊君） 日程第1、昨日に引き続き、市政に関する一般質問を行います。

それでは、ただいまより岡本俊君の質問を行います。
7番岡本俊君。

○7番（岡本俊君） -登壇-

おはようございます。

通告に従いまして、順次、質問をさせていただきます。

1件目は、市民の安全確保についてお伺いいたします。

日米共同訓練におけるオスプレイの参加についてお伺いをいたします。

7月28日、陸上自衛隊は、アメリカ海兵隊と8月に行う日米共同訓練の概要を発表いたしました。MV-22オスプレイが6機参加し、北海道大演習場、上富良野演習場で10日から26日まで訓練を広域的に行い、ルートは明らかにしませんでした。

私たち市民連合は、8月2日に連合上川地区協議会、全上川農民連盟とともに、市長にオスプレイ参加訓練反対について申し入れを行い、その際、昨年、沖縄県名護市沖のオスプレイ墜落事故の例を挙げ、さらに騒音問題などを訴え、参加中止を求める要請を行ったところがあります。その後、5日にオーストラリア沖で3人が死亡するオスプレイの墜落事故がありました。これまでも、2012年、2013年、2015年、2016年と墜落事故があり、死傷者を出しております。安全な飛行機とは言いがたいことが改めて明らかになりました。

この事故を受け、富良野市も含め、演習場にかかわる自治体の北海道も飛行自粛を求めました。しかし、事故後6日目に、政府は飛行を容認し、高橋北海道知事は安全管理の徹底を求めるコメントを出しましたが、関係自治体も自粛要請を求めることなく、実質的に容認いたしました。

日米共同訓練にオスプレイは10日から参加する予定で

ありましたが、18日にオスプレイが訓練に参加し、21日には夜間訓練が実施され、22日に上富良野演習場に飛来する計画でしたが、悪天候のため、中止をいたしました。23日には、道南や日本海側など広範囲でオスプレイの目撃がある中、夜間訓練では、オスプレイによるパラシュート降下訓練が行われました。オスプレイの訓練参加予定は、10日から26日の17日間でしたが、結果として、18日から26日の9日に短縮し、終了いたしました。

今回の訓練期間中は、飛行の経路や訓練の説明はなく、地域住民への配慮は感じられません。さらに、オスプレイが配備されている沖縄では、墜落事故後も、海兵隊が安全宣言を出す前から飛行を続けており、安全性に疑問を持つ沖縄の人たちの神経を逆なでているように飛行を続けております。この訓練時期は、富良野地域では夏観光の真っ最中であり、騒音は、畜産業での乳量などへの影響も懸念されます。さらに、飛行騒音による学校の授業への影響も懸念されます。

富良野市は、世界平和・非核平和都市宣言をしております。富良野市の実質的な訓練容認は、事故への不安、騒音問題を抱えるオスプレイ飛来に道を開いたものであり、市民生活、産業への影響などは解消されないまま、富良野地域におけるオスプレイ飛行恒常化への道を開くものであります。

そこで、市長にお伺いいたします。

今回のオスプレイ訓練参加に対する見解と、今後の訓練に対する対応への基本姿勢、オスプレイ参加訓練情報公開、飛行ルートの公開、夜間訓練の中止申し入れなど、市民の安全・安心への取り組みが必要と考えておりますが、市長の見解をお伺いいたします。

2件目は、サイクルオアシスへの取り組みについてお伺いいたします。

日本の社会は、高度成長時代における物の豊かさから、低成長経済を契機に、開発重視、環境軽視から自然保護重視、さらには、貿易重視から内需拡大重視、仕事が生きがいから多様な生きがいへと、成長社会から成熟社会へと転換してきました。同時に、観光も社会経済の変化とともに、パッケージツアー、エージェンツ依存、団体旅行から個人、夫婦、家族、小グループ化へ、名所旧跡観光から参加体験型、学び、癒やし観光へと、周遊型観光から滞在型へと変化してきております。

さらに、現在は、個人が自由に旅をする観光、受け入れられる地域も独自性を発揮する観光地へと変化してきております。例えば、京都では、歴史的な建造物を中心とした見る観光から、京都料理を堪能できる取り組み、着物姿、舞子姿の体験など、多様な取り組みを行い、新たな京都の魅力を発見できる観光へと変化してきております。

富良野観光も、スキー、「北の国から」を基礎に、現在は、富良野の田園景観を中心としたグリーンツーリズム

ム、エコツーリズムへと変化してきております。富良野地域は、来客者の多様な観光ニーズに対して、自然環境、四季の景観をより大切に、総合的魅力を発揮し、人間の持つ五感を堪能できる観光へと変わろうとしております。

このような中で、富良野市は、「アジアで最も豊かで美しい四季彩の大地へ」のキャッチコピーで富良野・美瑛観光圏整備計画が策定され、平成29年までの目標では延べ宿泊数150万人を設定し、滞在型観光を目指し、観光整備事業が展開され、富良野地域の観光インフラ整備が進んでおります。この計画において、サイクリングロードの看板整備事業として、自分のエネルギーで進む旅を提案し、滞在プログラムと連動したサイクリングロードの整備を行い、国内外のお客様がひとりでも行動できる環境を整えている現状にあります。

私は、このような取り組みによって、例年よりことはサイクリングを楽しむ方が多いという印象を持っております。サイクリングは、個人のペースで時間を楽しみ、広範囲に移動することが可能であり、富良野地域の自然環境、田園景観は感覚的価値を高める魅力があり、今後、富良野地域で自由にサイクリングを楽しむ方は増加すると考えております。

富良野地域でのサイクリング観光の充実を図り、富良野観光の多様性をより深めるために、サイクリングオアシスを富良野地域で導入すべきと考えております。サイクリングオアシスは、コンビニエンスストアや飲食店、観光施設などが登録し、休憩や軽食、ベンチが用意され、さらに、空気入れなども置かれ、サイクリングを楽しむ環境づくりを行い、サイクリングを楽しむ方におもてなし観光とすべきと考えておりますが、市長の考えをお伺いいたします。

3件目は、障がい者福祉について、障がいがあっても暮らしやすいまちづくりについてお伺いいたします。

ノーマライゼーションは、障がいがあっても、地域で普通の暮らしを営むことを当然とする福祉の基本的考えで、誰もが同じように環境、権利を享受できる社会であり、日々の生活の中で、障がい程度に関係なく、障がいのある人も普通の生活が送れる環境を整え、ともに協力しながら生活していくことが重要であります。学校や公共施設、身近な商店、食堂などにスロープがあれば、車椅子の人も当たり前にも利用しやすくなるわけであります。お互いにコミュニケーションを深め、人として分け隔てなく、多様性と選択性のある共生の社会であるべきと考えております。

2006年12月に国連総会本会議で採択された障害者の権利に関する条約は、障がい者に対する差別禁止や尊厳と権利を定めた条約であります。日本は、翌年9月に署名し、さまざまな法整備を行い、昨年4月1日より障害者差別解消法がスタートしました。この法律は、障がいの

ある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら、ともに生きる社会を目指しております。

法律では、国、都道府県、市町村などの役所や、会社、店などの事業者に対し、障がいのある人のために社会の中にあるバリアを取り除くことであり、何らかの対応を必要している意思を伝えられたときに、負担が重過ぎない範囲で対応することを求めています。例えば、段差があるところはスロープなどを使って補助するなど、障がい特性やそれぞれの場面、状況に応じて異なりますが、障がい者用の駐車スペース、施設入りの段差解消、車椅子のスペースなどのバリアフリー化を促進して、互いに耳を傾け、コミュニケーションを持ち、誰もが暮らしやすい地域づくりに向けて気遣う気持ちが大切であります。

富良野市は、富良野市障がい者計画に基づき、公共施設等のバリアフリー化が進んでおりますが、人として分け隔てなく多様性と選択性のある共生の富良野をより推進し、誰しもが暮らしやすい環境をつくるべきだと考えておりますけれども、現状と今後の取り組みについてお伺いいたします。

1点目は、公共施設のバリアフリー化が進んでおりますが、現状と今後の取り組みについてお伺いいたします。

2点目は、平成28年4月に障害者差別解消法が施行されました。富良野市の取り組み状況と今後の取り組みについてお伺いいたします。

以上、1回目の質問を終わります。

○議長（北猛俊君） 御答弁願います。

市長能登芳昭君。

○市長（能登芳昭君） -登壇-

おはようございます。

岡本議員の御質問にお答えいたします。

1件目の市民の安全確保について、日米共同訓練におけるオスプレイの訓練参加についてであります。

平成29年8月10日から28日までの期間で、日米共同訓練が北海道大演習場や矢野別演習場で実施され、当初は、上富良野演習場においてもオスプレイによる訓練が予定されておりましたが、結果的には訓練は実施されなかったところであります。

訓練実施に当たりましては、北海道防衛局より関係市として説明を受けたところでありますが、本市からは、実施に当たっては、安全・安心を確保する観点から、安全管理の徹底を図るよう万全を期していただきたい旨の申し入れをいたしましたところであります。また、8月9日には、北海道と関係市町村の連名により、防衛大臣宛てに緊急要請を行い、安全管理の徹底、事故防止及び規律の維持に万全を期し、道民の生活に不安や支障を与えることのないよう最大限の配慮を求め、何にも増して道民の安全・安心を確保するという観点から、オスプレイ

の飛行自粛を初め、日米共同訓練に対し、国の責任において適切に対応するよう求めたところであります。

今後におきましても、市といたしましては、訓練実施における市民の安全・安心の徹底を要請していく考えであります。

次に、2件目の自転車観光の推進について、サイクルオアシスへの取り組みについてであります。

富良野・美瑛広域観光推進協議会の事業として、本年は、占冠と富良野までをめぐる150キロの道路上に、国と北海道の協力を得ましてサイクリングコースサインを設置しているところであります。休憩ができる拠点施設の整備につきましては、富良野市内では、ルート上の13カ所に自転車ラック、工具、空気入れを配置し、給水、トイレも可能となっており、また、そのうちの10カ所は軽食もとれる施設となっているところであります。今後は、南富良野町や占冠村のルート上でも空気入れなどを設置し、受け入れ環境の整備を進めてまいりたいと考えているところであります。

今後の拠点施設の整備、拡大につきましては、国や北海道とも協議を進め、富良野・美瑛広域観光推進協議会を中心に検討を進めてまいります。

次に、3件目の障がい者福祉について、障がいがあっても暮らしやすいまちづくりについてであります。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、いわゆるバリアフリー法が平成18年に施行される中、本市においても、富良野市交通バリアフリー基本構想に基づく富良野市交通バリアフリー特定事業計画により、市道の歩道設置や段差解消、視覚障がい者用誘導ブロックの設置などを行うとともに、富良野市住生活基本計画に基づき、公営住宅の新築、改築におきまして、住戸内や共用部分の段差解消などのバリアフリー化を推進してきているところであります。また、市の公共施設においても、障がい者用駐車スペースの確保、施設入り口への車椅子用スロープの設置などを行い、昨年度は、文化会館にエレベーターを設置いたしました。さらに、本年度は、観光の顔となるJR富良野駅の公衆トイレ改修を支援しており、今後とも、高齢者や障がいのある方、子供たち等が安心して暮らせるまちづくりに向け、バリアフリー化に向けて取り組んでまいります。

次に、障害者差別解消法の施行に伴う市の取り組み状況と今後の取り組みについてであります。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、いわゆる障害者差別解消法は、障がいのある人もない人も、お互いにその人らしさを認め合いながら、ともに生きる社会をつくることを目指し、平成28年4月に施行されました。この法律では、国、都道府県、市町村などの役所や、会社、お店などの事業者が、障がいのある人に対して、正当な理由なく、障がいを理由として差別すること

を禁止する不当な差別的取り扱いの禁止と、役所や事業者に対して、障がいのある人から社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思を伝えられたときに、負担が重過ぎない範囲で対応する、または、努めることを求める合理的配慮の提供が定められたところであります。

本市では、障害者差別解消法の制度周知を図るため、庁内各課へのパンフレットの配付と庁内LANによる掲示板での制度説明を行うとともに、広報紙や市ホームページへの制度掲載、障がい者の権利擁護をテーマとした研修会の開催など、市民や事業所への周知・啓発に取り組んできたところであります。また、ホームページの表示方法を変更するなど、合理的配慮の提供などに努めてまいりました。

今後も、引き続き、市民や事業所への障害者差別解消法の周知・啓発を図るとともに、市職員が適切に対応できるよう、不当な差別的取り扱いや合理的配慮の具体例を盛り込んだ対応要領の策定について検討してまいります。

以上であります。

○議長（北猛俊君） 再質問ございますか。

7番岡本俊君。

○7番（岡本俊君） まず、1点目に、日米共同訓練におけるオスプレイの参加について伺います。

オスプレイに関しては、先ほど私が言ったように、安全な飛行機と言えません。そして、低空飛行においては大きな音を出す、着陸するときに機体が不安定になるなど、いろいろなことが指摘されております。そういう中において、行政を預かる長として、最優先に市民の安全、住民の皆さんの暮らしを守るという視点からいくと、やはり、オスプレイに関しては中止を求める、そういう姿勢でなければいけないのではないかと私は思っている次第であります。

それは、言うまでもなく、この飛行機が危険であり、そして、事故も大変多い。ですから、私は、改めて、市長は、国、道に対し、しっかりと中止を求める要請をしていく必要があるのではないかとというふうに思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（北猛俊君） 御答弁願います。

市長能登芳昭君。

○市長（能登芳昭君） 岡本議員の再質問にお答えを申し上げます。

岡本議員からは、それぞれの市町村が中止の申し入れをするということでございます。

いま、国はどのような状況かという、防衛大臣の談話等から総合的に判断いたしますと、日米協定の中で、オスプレイの行動については日本側になかなか周知されていないという報道がされているところであります。そう

いう中で、8月9日に、北海道知事を初め、関係する札幌、千歳、恵庭、北広島、上富良野、中富良野、富良野の1道7カ市町が、こぞって緊急要請を防衛大臣に提出させていただいているところでございます。これは、最後にお答え申し上げましたけれども、日米共同訓練については国の責任において適切に対応すべきというのが私の判断でございますので、市町村長から防衛大臣にあるいは国に中止してくれということを申し上げるまでもなく、国の対応として国民の安全を図るという立場から判断をしていただきたい、こういう見解でございます。

○議長（北猛俊君） 7番岡本俊君。

○7番（岡本俊君） 市長は、国がやるべきだというような判断であります。それを国に要請するのは、やはり地方自治体の長としての仕事でもあるのではないかと、いうふうに私は思っているわけです。逆に言えば、国が右と言って、地方自治体は仕方がないみたいなことになると、いままで取り組んできた地方分権とか、そういう社会の流れに対して逆流するようなことになるのではないかと、いうふうに思っている次第です。

特に、富良野は畜産業も盛んでありますが、爆音による乳量等への影響もあって、それは市民生活、農業経営にも大きく響くものであります。そういうことも含めて、やはり、地方自治体の長として、市民の暮らし、安全をしっかりと守るという視点で国に飛行自粛を伝える努力が必要ではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（北猛俊君） 御答弁願います。

市長能登芳昭君。

○市長（能登芳昭君） 岡本議員の再々質問にお答え申し上げます。

これは、前段でもお答え申し上げましたが、現在は、国と国で安全保障条約という大きな条約が結ばれている中でのそれぞれの国の判断でございます。ですから、それを実施するという状況の中で、御質問の中にもありましたが、どういう経路で、何日の日に、どうなるということは、現実的な問題として北海道に対しても通知が一切ないような状況でございます。北海道防衛局から私のほうには、当初の計画であるというお話は聞いていたけれども、それ以後の話はほとんどないわけですから、情報を収集するようなことは一切できないというのが現状であります。

ですから、いま、岡本議員がおっしゃるように、地方自治体の首長として反対の意思を率直に言うべきだということは、私が市政を預かる上において総合的な判断のもとに申し入れを行ったということでございますので、その点はひとつ御理解を賜りたい、このように思います。

○議長（北猛俊君） 7番岡本俊君。

○7番（岡本俊君） 今回の訓練を含めて、経路とか時

期といった詳しい情報公開はしない、どこを飛んでくるかもわからない。そういう中で、先ほども言ったように、事故が多く、毎年起こしていると言っても過言ではない。つい最近も、沖縄の基地に帰るときに大分空港で故障を起こし、2週間以上もそこにいて、アメリカからエンジンを取り寄せて交換するといったことがありました。そういう部分でいくと、この期間だけでも、非常に危険があるということを改めて証明したのではないかと、いうふうに思っております。

そういう中で、市長の言われる国の仕事、そして、日米安保条約に基づく防衛問題等を含めてあるかもしれませんが、今回、オスプレイに関しては地元への配慮というのが一切ないわけであります。やはり、地元に対する配慮というのは、国がやることではないですから、先ほども言ったように、言い続けないと、発信していかないと、何も変わらない。むしろ、訓練の範囲とか、方法とか、手法とか、訓練内容がどんどん変化してくる可能性もあります。

ですから、少なくとも情報公開を求める、これは、行政として、市民に対してできる最低限の仕事の一つではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（北猛俊君） 御答弁願います。

市長能登芳昭君。

○市長（能登芳昭君） 岡本議員が再々質問で言っていることについては、当然、十分に理解するわけであります。ただ、いま、その元締めの日本に対して、北海道知事を初め、関係する市町村長の連名で、例えば自粛するとか、そういった申し入れの書面を出している状況であることもひとつ御理解いただきたいと思います。

また、例えば、富良野で市長がオスプレイの問題は反対であると言う、そうすると、国においてどういう状況づくりがされるかということも考えておかねければならないわけであります。しかし、自治体の首長として、これから責任を持ってこの地域における安全を確保して市民を守っていくというのは、当然、それは御質問のとおりにだと思います。しかし、そういう状況の中で、自粛の申し入れをして、そういう判断の後に全く返答もないというような、北海道に対しても全く返答がないということでございます。

当然、自粛の申し入れについては、これからも機会があるたびに申し上げたいと思いますけれども、それ以上のことを私ひとりでは反対ですと叫ぶということではなく、今回は、こういう文書と一緒に要請をさせていただきという御要請があったので、賛同し、北海道以下、7市町が共同で提出しているということでございますので、その点でひとつ御理解を賜りたい、このように思っております。

○議長（北猛俊君） 7番岡本俊君。

○7番（岡本俊君） 安全性を裏づける根拠について具体的な詳しい説明がないまま今後も飛行を続けるということは、私は、やはりいけないというふうに思っております。市長の言われた自粛要請を含めて、今後とも継続して国に強く訴えていく、そして、国の姿勢を変えて飛行訓練を中止にする、市民の生活、地域産業を守るためにはそういう気持ちで粘り強くやっていかなければいけないというふうに思います。

それは、道も含めてその姿勢でやっていかなければいけないというふうに思っていますが、新聞やニュース等の報道によると、知事は、容認の方向に大きくかじを切り、それに追随したような雰囲気のある行動のようでもあります。私どもとしては、市民に一番近い自治体を預かる首長として、道にも積極的に働きかけ、知事を動かす、そして国を動かす、そういうことをやっていかないと、国が言ったから仕方がないでは、多くの住民の皆さんは納得できないのが本当ではないかと思っております。

市長の言う、そういう状況はあります。しかし、誰が言ったかわかりませんが、岩盤を切り崩すような運動を今後とも展開していかないといけないのではないかとこのように思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（北猛俊君） 御答弁願います。

市長能登芳昭君。

○市長（能登芳昭君） 岡本議員の再々質問にお答えさせていただきます。

岡本議員の考え方、姿勢についてはそれぞれ敬服をしたい、このように思います。

ただ、さっき北海道知事が容認したということですが、私も、北海道知事は容認していないと思います。こういう要望書を知事が先頭になってやっていることが、そのあかしであろうと私は理解しております。

今後におきましても、自治体を預かる首長として、先ほど御答弁させていただきましたが、機会あるごとに、国のほうに、あるいは国会議員を通じて自粛する運動を、中止する運動を展開するということになれば、私自身、いまの国の状況、安保条約の状況に反する状況づくりを自治体の首長がやることにつながるようにも感じます。もちろん、個々の思想、信条を政治の中に取り入れるということは踏まえるべきだと私自身も考えておりますから、先ほどから御答弁させていただいておりますように、自粛に対しての強い意思をこれからもそれぞれの関係機関を通じて国に働きかけていきたい、このように思っているところであります。

○議長（北猛俊君） 7番岡本俊君。

○7番（岡本俊君） 沖縄県知事は、いまも含めて、オスプレイに対する反対運動をしています。それは、実際に沖縄で事故が起きたという現実もありますし、米軍に依存して基地が多いという沖縄の持つ特性もあるかもし

れません。そういうこともあります。やはり、そういう強い意思を持ち続けることが必要だというふうに思っております。ですから、市長も、今後とも、ぜひ、強い意思を持って自粛要請を継続していただきたいし、そして、一步踏み込んで中止することを国に訴えていく、ひいては、日本が本当の意味で独立することまで考えていく必要があるのではないかとこのように改めて思っている次第であります。

それでは、次に移らせていただきます。

サイクルオアシスの取り組みについてお伺いいたします。

昨年の佐藤議員のサイクリングロードに関する質問で、今後の来客を含めて、サイクリングコース上の整備を充実すべきではないかと考えるという答弁をいただいたところであります。私は、そのポイントとして、やはり多くの情報を発信していく必要があると思いますので、先ほど言ったように、軽食を楽しめることも含めて、観光客を受け入れる施設をもっと充実していく必要があるのではないかとこのように感じております。

そこで、情報を提供する人たちに対する支援なども考えていく必要があるというふうに思いますが、その点の考えについてお伺いいたします。

○議長（北猛俊君） 御答弁願います。

経済部長後藤正紀君。

○経済部長（後藤正紀君） 岡本議員の再質問にお答えいたします。

先ほど市長より答弁がございましたとおり、現在、13カ所の休憩施設等を整備してきてございます。そのうちの10カ所は飲食も可能な施設ということで現在整備しておりますが、これにつきましては今後も充実が必要と認識しております。

富良野・美瑛広域観光推進協議会では、上富良野から富良野の北ルート90キロ、それから、富良野から南富良野、占冠の150キロルートの整備をいま進めてきていますので、これに伴いまして、岡本議員がおっしゃるサイクルオアシス、いわゆる休憩と飲食等という施設につきましては、民間のレストラン、食堂等とも連携しながら協議を進めて充実を検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（北猛俊君） 7番岡本俊君。

○7番（岡本俊君） 方向性はわかります。協議することともわかります。

しかし、それでは、来年のトップシーズンに向けて、やはり、行政として具体的に何を行っていくかという計画的なものを考えていかなければいけないと思います。同時に、上富良野から占冠等を含めて、自治体間での調整等を総合的にやっていかなければならないというふう

に思います。

ですから、方向性はわかりますが、来年のトップシーンに向けて、行政として具体的にどのような行動するかというところについてお伺いいたします。

○議長（北猛俊君） 御答弁願います。

経済部長後藤正紀君。

○経済部長（後藤正紀君） 岡本議員の再々質問にお答えいたします。

まず、1点は、市のほうから、あるいは富良野・美瑛広域観光推進協議会のほうから、サイクルグールの整備に伴って休憩施設等の整備を進めておりますという情報発信を行います。そして、これに対して賛同していただける飲食店等の協力を募りまして、それぞれその方法等について協議会の中で整理しながら、まず、富良野市のほうで一つでも二つでも整備を進めていき、さらに、これを富良野・美瑛観光圏として全体的なものに広げていく形で進めてまいりたいと思います。まずは、情報発信と協力していただける飲食店等の募集から始めたいと思っています。

以上です。

○議長（北猛俊君） 続けて、質問ございますか。

7番岡本俊君。

○7番（岡本俊君） 次に、障がい者福祉についてです。

障がい者の権利条約等も含めて、障害者差別解消法の中で、行政として何をしなければならないとか、会社も含めてやらなければならないいろいろなことが決められております。その対応指針とか、要綱とか、そういうことも含めて行政として整備しなければならないのではないかなというふうに思いますが、具体的な取り組みについてお伺いいたします。

○議長（北猛俊君） 御答弁願います。

保健福祉部長鎌田忠男君。

○保健福祉部長（鎌田忠男君） 岡本議員の再質問にお答えいたします。

今回の障害者差別解消法に基づく今後の取り組み、指針、要綱等の関係でございますけれども、基本的には、大きくは北海道等、あるいは国において方向性の指針が示されているところでございます。

本市におきましても、昨年、この法が施行以来、広報あるいはホームページ等で周知をしながら進めているところでございますが、具体的な部分につきましては、法の中では、地方自治体等の職員対応要領を策定することが努力義務として課されているところでございます。北海道におきましては、いま現在、それに基づいて、障がいのある方へのよりよい対応ができるサポートブックということで、道職員の中で共有しながら、窓口あるいはいろいろな部分での対応要領をつくっておりますので、それらを参考としながら、まず、一步としては、市内

部での不当な差別的取り扱いの禁止、あるいは、合理的配慮の提供に向けた取り組みを進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（北猛俊君） 7番岡本俊君。

○7番（岡本俊君） 一つは、地域の中のつながりということで、市町村においては、さまざまな関係機関と障害者差別解消支援地域協議会等を含めてつくるような枠組みになっておりますが、その辺の枠組みに対する取り組みはいかがでしょうか。

○議長（北猛俊君） 御答弁願います。

保健福祉部長鎌田忠男君。

○保健福祉部長（鎌田忠男君） 岡本議員の再々質問にお答えいたします。

障害者差別解消法の中では、地域における連携ということで、障害者差別解消支援地域協議会の設置に努めるべきだと定められているところでございます。

本市におきましては、いま現在、富良野圏域の中で富良野地域自立支援協議会を設置して、そこで障がい者の生活支援、相談支援等のさまざまな対策について部会を設けながら協議をさせていただいております。この協議会では、平成28年に権利擁護部会を設置いたしまして、差別解消法にかかわる部分のいろいろな課題等について協議を進めていきたいということで、富良野地域自立支援協議会がその法律に基づく地域協議会を兼ねる形で進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（北猛俊君） 7番岡本俊君。

○7番（岡本俊君） 今回の障害者差別解消法は、多くの人たちに特に理解してもらえないといけないと思いますし、言葉は悪いですが、会社や商店などで不当な扱いを受けないような環境づくりが必要だと思っております。ですから、市としては、飲食業、あるいは不動産業における賃貸も含めて、いろいろな部分で障がい者の皆さんに対する不当な差別をしていけないということについて、企業等を含めた多くの市民に周知を徹底する必要性があるというふうに思います。

先ほどもそういうお話がありましたが、具体的にどのような取り組みをしようとしているのか、お伺いいたします。

○議長（北猛俊君） 御答弁願います。

保健福祉部長鎌田忠男君。

○保健福祉部長（鎌田忠男君） 岡本議員の再々質問にお答えいたします。

会社、企業、事業所等への差別解消法に対する取り組みの徹底に関する質問であるかと思っておりますけれども、こちらにつきましては、やはり、それぞれの事業所等にこの法律の趣旨を十分に理解していただくことが大切かと

思っております。そういう部分では、この法律の趣旨について啓発をしっかりと進めてまいりたいと考えているところでございます。

あわせて、障がい者が実際に差別に遭ったという部分があれば、その相談をきちんと受けて、先ほどの自立支援協議会での対応等も検討していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（北猛俊君） 7番岡本俊君。

○7番（岡本俊君） そういう作業と、もう一つは、やはり、市民一人一人の皆さんが障がいのある方に対する理解を深めていかないと、優しいまちづくりに到達するのはなかなか難しいのかなというふうに思っております。市民の皆さんにこの趣旨を広く知っていただくことも必要だというふうに思っているところです。市内には、グループホーム的にいろいろな障がいを持っている方が共同で暮らしている施設もありますし、そして、作業をやっているところもございます。そういうことを市民の皆さんにもしっかりと広く理解していただいて、ともに安心して暮らせる富良野づくりが必要だというふうに思いますが、改めて、市民周知についてお伺いいたします。

○議長（北猛俊君） 御答弁願います。

保健福祉部長鎌田忠男君。

○保健福祉部長（鎌田忠男君） 岡本議員の再々質問にお答えいたします。

差別解消法の基本的な趣旨という部分であります。岡本議員の御質問の中にもありましたように、障がいのある方を分け隔てなく、障がいを持っていても、持っていないなくても、安心して生活できる地域づくりが一番の基本となっております。そういう部分では、今後とも、広報なり、研修会なり、さまざまなルートを通じながら啓発活動を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（北猛俊君） よろしいですか。

（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） 以上で、岡本俊君の質問は終了いたしました。

次に、日里雅至君の質問を行います。

9番日里雅至君。

○9番（日里雅至君） 一登壇一

通告に従い、行政施設、市庁舎改築についてお伺いいたします。

この件に関しましては、平成23年第3回定例会より今定例会まで、一般質問、代表質問を通じて市長、担当部局と深い議論を重ね、その都度、進捗状況を確認しながら共通認識を持って進めてまいりました。

現在の庁舎は、昭和41年、富良野町と山部町の合併に

より、昭和42年より2年をかけて建設されました。本年度で約50年を経過しようとしております。平成12年に、構造耐震診断調査で耐震の基準を満たさないと診断されました。当時、耐震などに係る抜本的な改修には多額の費用がかかるということから、改修を見送り、平成17年度と18年度に2階床や外壁などの大規模補修を行い、建物の延命を図り、現在に至っております。

市庁舎は、職員、市民の皆様、関係団体の方々、毎日多くの人たちが集う場所であり、安全で安心な場所ではなくてはなりません。現在、保健福祉部、教育委員会は分舎化されており、市民の皆様に大変不便をかけている状況でもあります。また、貴重なデータ、パソコンを初め、多くの機器、備品が置かれております。災害が発生した場合は庁舎が災害対策本部となるなど、重要な場所と認識をいたしております。

新庁舎については、文化会館との複合化、機能の統合、集約化によるコンパクトな整備をするとしております。平成24年度に富良野市庁舎等施設整備検討委員会を設置し、課題の調査研究、検討、事業実施の時期、建設予定地、建設規模、市民の利便性、事業手法、財源確保など、具体化するための作業に入りました。平成25年には基金条例が制定され、28年2月には、今後の人口減少と高齢化の進展が予想される中、計画的に効率よく行うため、富良野市公共施設等総合管理計画を策定いたしております。

庁舎等の施設整備については、将来の人口などを見据え、必要最低限の機能を備えたコンパクトな施設づくりが求められると考えます。市民の皆様の関心も高く、経過も含め、基本構想、方針、計画をつくっていく過程でも適切な情報を提供し、市民に大いに考えていただき、意見を出していただき、市民参加で庁舎等の整備を進めていかなければならないと考えます。

そこで、簡潔に5点についてお尋ねをいたします。

1点目は、平成32年度を目途に建設目標年度も含めた整備計画をまとめるとしてありますけれども、改築に向けた現在の検討状況についてお伺いいたします。

2点目は、将来の人口減と財政規模の縮小を含め、富良野市公共施設等総合管理計画の策定状況についてお伺いいたします。

3点目は、平成25年3月、庁舎等施設整備基金を設置し、3億5,000万円を積み立てました。現状と今後の見通し、資金計画、資金運用についての考えをお伺いいたします。

4点目は、市庁舎整備には、文化会館との複合の検討、新庁舎に必要な機能、また、課題を整理し、備える機能、資材費、人件費などの建設費用の推計など、進捗状況についてお伺いいたします。

5点目は、改築に当たり、市民参加、市民合意をどの

ように考えているのかお聞かせいただき、1回目の質問を終わります。

○議長（北猛俊君） 御答弁願います。

市長能登芳昭君。

○市長（能登芳昭君） -登壇-

日里議員の御質問にお答えいたします。

行政施設についての市庁舎改築について、現在の検討状況についてであります。

平成24年9月に設置いたしました庁舎等施設整備検討委員会及び部会におきまして、現在、継続して調査研究、現状分析及び課題の整理を進めてきているところでありますが、今後、さらに事業実施時期や建設候補地、人口推移を見据えた建物の規模など具体的な検討を進め、平成32年度をめどに整備計画案をまとめていく考えであります。

次に、富良野市公共施設等総合管理計画についてありますが、策定に当たり、市民参加手続としてパブリックコメントを実施し、市民の意見を踏まえ、平成28年2月に策定いたしました。本計画は、人口減少と投資的経費の減少を前提として、公共施設の選択と集中、低コスト化、長寿命化と計画的な修繕、官民協力、広域連携の三つを基本方針としているところであります。

次に、庁舎等施設整備基金の現状と今後の資金計画についてありますが、平成29年3月末現在の庁舎等施設整備基金は5億8,800万円となっており、今後も財政状況に鑑みながら着実に積み立てしていく考えであり、あわせて、本市のその他の基金を活用する可能性も検討しているところであります。

さらに、熊本地震を機に、平成29年度に、初めて国において公共施設等適正管理推進事業債として市町村役場機能緊急保全事業が新設され、これまで市町村の単費とされていた庁舎の建設費用にも起債が活用できることとなりましたので、この適用を受けられるよう準備を進めてまいります。また、この国の地方財政措置は、現在のところ、平成32年度までの4年間となっていることから、期間延長について全道及び全国市長会を通じて国へ要請してまいりたいと考えているところであります。

なお、市庁舎と文化会館の複合化につきましては、少なくとも45億円の資金が必要であろうと考えているところであります。

次に、市庁舎整備に当たっての集約、複合化の範囲の想定と旧施設の利活用についてであります。範囲といたしましては、市庁舎機能としての行政組織の集約化や隣接する文化会館との複合化を基本に、その他の施設との機能の複合化や防災機能を備えた拠点施設など、さまざまな視点での検討が必要であると考えております。また、旧施設の利活用につきましては、市民活動を支援する場や官民協力による民間活用など、市民の意見を聞き

ながら検討するとともに、市民ニーズとその必要性を的確に判断してまいりたいと考えております。

次に、市民参加、市民の合意形成についてであります。まずは、老朽化が進んでおります市庁舎等の施設の改築について意見をいただくため、本年度の地域懇談会におきまして情報提供をしてまいります。今後におきましても、適切な時期に適切な情報を提供しながら、市民とともに検討を進めてまいりたい、このように考えているところであります。

以上であります。

○議長（北猛俊君） 再質問ございますか。

9番日里雅至君。

○9番（日里雅至君） いま、るるお話をいただきました。1点ですけれども、いま、地方債措置のお話がありましたので、その辺についてもう少し詳しくお話をいただきたいと思います。

それから、45億円というお話が出てまいりましたので、資金の運用を含めて、どのように手当てをしていくのかというところをお話しいたきたいと思います。

○議長（北猛俊君） 御答弁願います。

副市長石井隆君。

○副市長（石井隆君） 日里議員の再質問にお答えいたします。

平成29年度から、庁舎改築について起債が適用になったということで先ほど市長から御答弁をさせていただきました。財政措置として、公共施設等適正管理推進事業債という起債が適用になってございます。この中で、対象事業は市町村役場機能緊急保全事業ということで、起債の充当率は90%でございます。このうち75%が交付税措置の対象となっておりまして、その30%が交付税でバックしてきますので、それで計算いたしますと22.5%が交付税措置される形になるところでございます。

これにつきましては、先ほど説明させていただきように、平成28年2月に公共施設等総合管理計画を策定いたしておりますが、この計画と、その後に個別施設計画というものが必要になってまいります。また、その個別施設計画では建てかえ後の庁舎を業務継続計画に位置づける形になっておりますので、この計画も必要になってくるということでございます。

いま、45億円という話をさせていただいて、どう手当てをするのかというお話でございます。例えば、50億円として計算してみますと、その1割が5億円になり、9割が起債適用になります。この1割についても、起債を借りるために義務づけられている部分がありまして、この残りを基金（63ページで訂正）で対応することになってございます。それからすると、先ほど市長が答弁させていただきましたように、5億8,800万円ということで5億円は超えているため、対応は可能というふうに思っ

いるところでございます。

以上でございます。

○議長（北猛俊君） 9番日里雅至君。

○9番（日里雅至君） いま、計画も含めて庁舎についていろいろ検討をなされているということであります。そして、平成32年度を目途に進めていって、資金のほうも、いま御説明いただいたのでちょっと安心しておりますが、そういった形で進んでいくのかなと思います。

そういう中で、基本構想を含めて、基本計画を早急につくっていかねければ、いろいろな部分で立ち行かないのかなというような気もしておりますので、その辺のスケジュールをお聞かせいただきたいと思います。

もう一つは、先ほどから言っておりますように、市民サイドの御理解もいただかねばならない中で、やっぱり、いますぐということはないですが、将来的には市民の皆さん方にお集まりいただいて検討委員会みたいなものをつくられて、機能性のあるよりよいものをつくっていかねばならないと考えております。

そこで、そうした意見を検討する場所も必要となるのですが、その辺のお考えも含めて、早急に立ち上げるおつもりはございませんか。

○議長（北猛俊君） 途中ではありますけれども、ここで、午前11時15分まで休憩いたします。

午前11時05分 休憩

午前11時12分 開議

○議長（北猛俊君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の日里雅至君の質問に御答弁願います。

副市長石井隆君。

○副市長（石井隆君） 日里議員の再質問にお答えいたします。

答弁の前に、先ほどの庁舎等の答弁の中で、90%が起債で、残りの10%もまた起債というふうに説明させていただきました。

失礼いたしました。

正しくは基金ということで、それで5億円になるという説明でございます。

お許しをいただきたいと存じます。

先ほどありました計画はいつまでという御質問でございますが、計画は、この起債の適用が平成32年度までということでございますので、遅くとも平成31年度までには策定していかなければならないというふうに考えております。

先ほどの市長の答弁の中でも説明させていただいておりますが、いまは、各自治体で庁舎等を改修しております。昨日の報道でも土別、当麻のことが出ておりました

が、各自治体がこの起債を利用しようとしているところでございますけれども、この部分は皆さんも大変に時間を要するということで、いま、市長会を通じて延長をお願いしているところでございます。

これまで、議員から代表質問も合わせて5回の質問をいただいております。その都度、市民合意の話も出されているところでございまして、これについては、まず、ことしの地域懇談会から市民の方たちに御理解をいただくということで進めております。また、先ほどの公共施設等総合管理計画では、うちで持っている施設が300以上ございまして、そのうち、公営住宅と教員住宅を除くと100以上の施設となりますが、それらの総体の計画も含めながら進めていこうと考えております。

しかし、先ほどお話しさせていただいたように、個別計画は、庁舎については先行してつくっていかうと考えているところでございます。本来であれば来年度にできればよろしいのですが、先ほど説明させていただいたように、平成31年度を目途として進めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（北猛俊君） よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） 以上で、日里雅至君の質問は終了いたしました。

次に、佐藤秀靖君の質問を行います。

10番佐藤秀靖君。

○10番（佐藤秀靖君） 一登壇—

通告に従い、広報・広聴について、4件質問してまいります。

1件目は、広報の役割の認識について伺います。

平成12年、地方分権一括法が施行され、地方自治のあり方が大きく変わりました。それまでの国の画一的な行政主導から、自治体の裁量を大幅に拡大し、従来の市民生活の最低水準の追求から市民満足度の向上を目指したまちづくりへと変化し、国から移譲された権限と財源で、それぞれの自治体が、みずからの責任と判断で、地域のニーズに合う、地域の個性、特性を生かし、自主性に富んだ政策を推進するために創意工夫が求められることとなりました。

こうした流れとともに、自治体の広報のあり方も大きく変わりつつあります。近年、インターネットの急速な普及による情報化社会の到来により、自治体としての情報発信手段や媒体が多様化し、自治体が運営するホームページやソーシャルメディアなどにより、自治体情報は、住民のみならず、地域以外の多くの人々がいつでもどこでも簡単に取得できるようになりました。市民ニーズが多様化、複雑化する中、行政情報の伝達のための手段として、広報が果たす役割とこれからの広報のあり方、目

指すべき方向性をどのようにお考えか、認識を伺います。

また、かつて、自治体広報は、国の政策や行政サービスを伝えることが主な目的であった、いわゆるお知らせ型広報でありましたが、これからは、自治体が目指すまちづくりや政策などを市民に理解してもらうための伝わる広報を目指さなければなりません。

そこで、伝わる広報を推進するために、4点質問いたします。

1点目は、広報効果測定 の提案であります。

市民に行政情報が正確かつ確実に伝わっているかどうか、確認、検証が必要だと考えます。市民アンケートやコンサルタントなどを活用して、広報効果測定を行い、伝わる広報の浸透度の確認と対応、改善の検討、広報・広聴に関するPDCAサイクルの確認及び対外的に本市の魅力を発信する戦略的広報を模索してはどうかと考えますが、見解を伺います。

2点目は、広報計画と広報評価の導入の提案です。

年間を通じてさまざまな施策、事業を展開するため、事業計画を策定すると思いますが、その事業を効率的・効果的に推進するためには、市民周知が必要不可欠と考えます。しかしながら、1点目の広報効果測定がいままで実施されていないということですので、市民周知の方法、すなわち、広報の効果的活用と重要性についての認識がいささか希薄に感じられます。事業計画のPDCAサイクル同様に、広報が効率的・効果的に行われたかどうか、検証するシステムが必要と考えますが、導入の考えをお尋ねします。

公益社団法人日本広報協会では、参考例として、広報計画シートや広報評価シート、事業全体評価シートなどを作成しています。広報計画シートでは、事業名、事業概要、広報目的、対象者、広報媒体は広報紙、ホームページ、チラシ、ポスター、町内会回覧、看板などのどれを使うか、広報期間やコストなど、詳細に広報計画が立てられるようになっていきます。広報評価シートでは、広報のタイミング、情報量、文字、表記、デザイン、アイデア、部数、到達度などが評価でき、事業全体評価シートで有効性、効率性、信頼性、目標達成度などの評価により、事業の検証ができるようになっていきます。広報計画と広報評価の導入についての見解を伺います。

3点目は、ソーシャルメディアの活用について伺います。

ソーシャルメディアとは、広い意味で、情報通信技術を用いた誰もが参加可能なメディア、媒体であり、社会的な関係性を通じて広がる双方向のコミュニケーションが実現できるものとされ、若年層を中心に、さまざまなメディアを通してさまざまなネットワークを構築し、人と人、共通の関心の対象などの社会的な関係性のつながりで情報の共有を行っています。自治体情報の伝達手段、

すなわち、広報手段としての媒体としては、高齢者は広報紙、若年層はソーシャルメディアと、情報のとり方が多様化しています。また、自治体情報の発信は、さまざまなソーシャルメディアを活用した戦略的情報発信を行い、シティセールスを積極的に行う自治体もふえてまいりました。

平成27年第4回定例会一般質問において、水間議員が、ソーシャルメディアの一部であるSNS、ソーシャルネットワークサービスの活用方法について質問したのに対し、検討を進めたいとの答弁をしていますが、実用実態と運用に関してのマニュアル、ガイドラインの整備について伺います。

4点目は、災害などの緊急時のメディア対応の手順の策定と、事実関係を客観的に示す公式見解文書、いわゆるポジションペーパーの用意について伺います。

戦略的広報という観点から、緊急時のメディア対応は極めて重要と考えます。災害などの緊急時に、市民や報道機関に対し、混乱することなく毅然とした対応することは、市民に安心を与え、報道機関には、緊急時にも行政のガバナンスがしっかりとれているという好印象を与えます。

昨年1月、ふらの未来の会では、道外都市事例調査で、観光地である神奈川県箱根町の箱根山噴火による観光への影響について視察してまいりました。これは、箱根町同様に観光地である本市が活火山である十勝岳の活動による観光への影響を想定した場合を参考にしようとしたものでありますが、その席で、緊急時のメディア対応は極めて重要であることを知らされました。正確な情報を誰がどのタイミングで発信するかをあらかじめ決めておくこと、さらには、情報を発信する際の言葉の表現の仕方が稚拙だと余計な混乱や悪影響を及ぼすこともあり、細心の注意が必要であることなどを伺ってまいりました。これは、現地に行って初めて理解したことで、目からうろこが落ちる思いでありました。したがって、緊急時のメディア対応の重要性と準備を促す報告書を提出しております。

また、昨年8月の南富良野町の水害においては、行政職員は最大限の努力をしたにもかかわらず、メディア対応や外部との連絡、調整が後手に回って苦勞をした旨のお話も担当職員から伺ってまいりました。

しかしながら、本市においては、いまだ、緊急時のメディア対応の手順、マニュアル、ポジションペーパーの策定がされていないようでありますので、可及的速やかにメディア対応の手順、マニュアル、ポジションペーパーを策定すべきと考えますが、見解を伺います。

次に、広報・広聴についての2件目は、広報ふらのについて伺います。

担当職員に広報ふらのの紙面構成の考え方及び手順な

どを伺いましたが、月中のお知らせ版を含め、毎月2回発行する広報は、職員の御苦労が見てとれました。

しかし、残念ながら、そこには、市民とともに、あるいは、市民と協働の紙面づくりという認識が若干不足しているように感じられます。伝える広報から伝わる広報へという目標を立てて努力しているということではありますが、行政情報を正確かつ確実に市民に届けるためにはどうしたらいいのかという命題に、行政職員のみならず、市民に協力していただき、市民目線の発想、考え方を反映させた市民参画型の紙面にする必要があるのではないのでしょうか。

行政職員が事業、政策を市民に周知するという考えで紙面の文言を書いても、行政用語が多くて市民には理解しにくいなどの問題が出てまいります。紙面作成に市民に参加していただき、市民目線で、または市民感覚で、理解しやすい内容とはどのように表現したらいいのかなど御意見をいただきながら紙面構成をすることで、よりわかりやすく見やすい親近感のある紙面になるのではないのでしょうか。

他市で取り組んでいる市民編集員や市民リポーター、市民モニター制度などを想定して、市民参画型広報紙を検討すべきではないかと考えますが、見解を伺います。

3件目は、ホームページについて、2点伺います。

広報紙が市民向け受動的情報媒体であるのに対し、ホームページは、能動的情報媒体で、みずからアクセスしなければいけません、ほとんどの情報を入手することができ、市内外の情報を必要とする人には非常に便利なメディアです。しかし、このホームページの構成や内容によって、自治体の好感度のよしあしに影響を及ぼすことが往々にしてあります。

本市のホームページの維持管理は、外部委託をせず、担当職員によって更新されているということですが、先ほど申し上げたとおり、ホームページは、富良野市民のみならず、インターネット環境があれば誰でもアクセスすることができ、情報が必要だからこそアクセスするわけですから、情報を必要とする人が必要な情報にスムーズにストレスなくアクセスできる環境を整える必要があります。

そして、本市の魅力を最大限に発信するという考えを持つことが重要だと考えます。また、本市の魅力を最大限に発信することが必要と申し上げましたが、戦略的に本市の魅力を発信し、移住、定住の促進や企業誘致の促進を図ろうと考えるのであれば、それらに積極的な他自治体と本市のホームページを比較するとかなり見劣ります。戦略的かつ積極的に関係ホームページの魅力度をアップするために、外部委託をするなどの対処をすべきと考えますが、見解を伺います。

また、ホームページの週間や月間のアクセスランキン

グが表示されていますが、閲覧の分析をしていないようであります。閲覧分析と分析結果に対応した改善をすべきではないでしょうか。

最後に、4件目は、市民の声について伺います。

市民からの意見、苦情などの広聴のため、広報ふらのやホームページで呼びかけ、また、市役所、支所など6カ所に市民の声ボックスを設置するなど、広聴に努力していることは承知しております。

担当課にお話を伺ったところ、市民からの意見、苦情などの市民の声は、平成26年から毎年増加し、毎年、前年比2倍の伸びを示しているということ伺いました。この状況に対応するため、庁内では、市民の声を共有するためのシステムを構築中ということを伺いましたが、市民の声をどのように共有、管理していくのかを伺い、1回目の質問といたします。

○議長（北猛俊君） 御答弁願います。

市長能登芳昭君。

○市長（能登芳昭君） -登壇-

佐藤議員の御質問にお答えいたします。

1件目の広報・広聴についての1点目、広報の役割についてであります。

広報は、市民生活に直結する行政サービスを市民に伝えることとあわせ、本市のまちづくりについて市民と行政がともに考え、ともに行動するための情報源として重要な役割があるものと認識しております。また、近年は、フェイスブックを初めとするソーシャルメディアによる情報発信など、広報手段が多様化しており、さまざまな媒体を通じて、市民一人一人に市政の情報をよりわかりやすく、よりスピーディーに伝える必要があると認識をしているところであります。

次に、広報の効果測定についてであります。平成25年度に行った市民意識調査では、広報紙の内容や読みやすさについて、満足である、また、普通であると回答された方が9割を超え、多くの市民から評価を得ていると認識しております。今後におきましても、アンケート調査などを実施し、伝える広報から伝わる広報に向けた紙面づくりに取り組んでまいります。

次に、広報計画であります。広報紙に掲載する各種施策や事業などについては、年度当初に関係部署と打ち合わせを行い、年間広報編集計画を策定し、取材、編集作業に取り組んでおります。また、評価、検証につきましては、市民意識調査や富良野市情報共有と市民参加のルール条例第33条の規定に基づく市民参加制度調査審議会において、情報提供としての広報のあり方について検証されているところであります。

次に、ソーシャルメディアの活用についてであります。現在、ブログなどのソーシャルメディアを活用した情報発信につきましては、移住促進、ふらのワイン、ア

グリパートナー、へそ祭りなどがあり、運用規定につきましては、富良野市職員のソーシャル・ネットワーク・サービスの利用に関するガイドラインにより、行政情報を発信する際の留意事項について定めております。

次に、緊急時のメディア対応の手順の策定とポジションペーパーについてであります。災害などの緊急事態におけるメディア対策といたしましては、対応する窓口、公表方法などあらかじめ手順を定めるとともに、事実内容、経過、現在の状況、今後の対策、市としての見解などを記したポジションペーパーを準備し、緊急時のリスクマネジメントとして活用してまいります。

次に、2件目の広報ふらのについてであります。

現在、広報ふらのでは、子供からお年寄りまでのさまざまな活動についてインタビューを交えて掲載するなど、多くの市民を取り上げ、市民参加の市民に親しまれる広報づくりに努めているところであり、担当職員が地域に入り、市民の活動や意見を広く集め、紙面に反映しているところでありまして、こうしたことも市民連携による広報づくりと考えているところでもあります。

次に、3件目のホームページについてであります。

現在のホームページは、平成27年3月に全面的な見直しを行い、スマートフォンやタブレット端末への対応と、高齢者や障がい者が利用しやすくするために、音声読み上げ、文字サイズの変更、背景色の変更などの機能を追加してまいりました。ホームページにおいては、わかりやすい情報発信に努めておりますが、見直し後2年を経過し、目的の記事が探しづらい状況も一部生じているところでもあります。今後、ホームページ全体の構成を検討し、より効果的な情報発信が行えるよう、改善に向けて調査研究をしてまいります。

また、市外の方々を対象とした企業誘致、移住、定住にかかわる情報発信につきましては、市のホームページを閲覧したときに、富良野市に関心を持っていただけるよう、他市町村のホームページや既存の移住パンフレット、企業立地ガイドなどを参考に、より効果的に情報が発信できるよう調査研究をしてまいります。

なお、月間ランキングは、閲覧者の関心、興味の傾向を把握するのに役立てております。

また、企画振興課では、情報を提供しているフェイスブックやブログでは、月別閲覧件数や投稿記事に対する閲覧件数を分析して、より身近で関心の高い情報を提供できるよう努めております。

次に、4件目の市民の声についてであります。

市民の声は、市政に関する意見や提言をお寄せいただく制度であり、お寄せいただいた御意見に対して担当部署から回答しており、また、広報ふらのにもその内容を掲載しているところでもあります。現在、市民の声を庁内で情報共有するために、提言、要望、苦情などの内容の

分類別や担当課別などで参照、検索ができるデータベースの作成に取り組んでいるところであります。

以上でございます。

○議長（北猛俊君） 再質問ございますか。

10番佐藤秀靖委員。

○10番（佐藤秀靖君） それでは、順次、再質問をさせていただきます。

まず、広報の果たすべき役割の認識とこれからのあり方ということで、一番最初に少し大きな枠で総論的に伺いましたので、後の個別、具体の部分について質問させていただきます。

伝わる広報推進のための1点目の広報効果測定について伺います。

先ほどの市長の答弁で、平成25年度の市民意識のアンケート調査では高い評価を受けているというふうに伺いました。これは私も確認させていただいておりますが、この市民意識調査は、市政全体の意識調査という中で広報全体に対する意識調査であるわけですね。

私が今回御提案を申し上げるのは、広報に特化して、正確に伝わっているのかどうかという検証をするべきではないのかということです。やはり、広報の浸透度、正確に確実に届いているのかどうかということを確認しなければ、言葉の表現はちょっと違うかもしれませんが、一方的な情報の垂れ流しになってしまうのかなと思うのです。要は、広報しました、お知らせを出しましたという自己満足になってしまうのではないかと思います。要するに、市民に発信した情報が正確に届いて理解していただいているのかどうか、この確認をしなければいけないと思うのです。

さまざまな事業では行政のPDCAサイクルを回して検証しますけれども、現在の広報システムですと、最後の検証まで至っていないということです。この部分をしっかりすべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（北猛俊君） 御答弁願います。

総務部長若杉勝博君。

○総務部長（若杉勝博君） 佐藤議員の再質問にお答えいたします。

広報における効果測定ということで、先ほど市長のほうから答弁をさせていただきました。市民から評価をいただいているという平成25年度のアンケート調査内容、それから、市民参加制度調査審議会における広報に対する委員の皆様の評価も御紹介させていただきました。

その中で、いま、広報に特化してのアンケートという御質問がありましたが、広報には二つの側面があるかと思えます。一つは、先ほどの御質問にありましたように、市民の方に確実にお知らせ的なものを届ける、検診がありますよ、こうしたイベントがありますよという部分、それから、もう一つは、一緒に考えていただくもの

で、佐藤議員がおっしゃるように、いわゆる伝わる広報という部分かと思いますが、この二つの側面を持っているというふうに考えております。

知っていただく、確実に事実が正確に伝わっているかという部分は、月中のお知らせ版、それから、月初めの広報の後半部分のイベント、お知らせ、お願い的なものがそこに当たると思っております。そうしたものの検証として、アンケートということでは、今後、広報の設問をもう少しふやして、毎月読まれているか、あるいは、満足度、読みやすさ、内容的な興味・関心などです。ただ、興味・関心という部分については、市としていろいろな分野の情報を必ずお届けしなければなりませんので、広聴広報係が中心となって全庁的に届けるべき情報を整理しながら全体的なものをやっていって、アンケートについてはそうした中身で今後検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（北猛俊君） 続いて、質問ございますか。

10番佐藤秀靖君。

○10番（佐藤秀靖君） いま、調査の上、アンケートを実施したいという御答弁だったかと思うのですが、アンケートをするというのは、伝わっているかどうかという確認とともに、どの年代の層がどういうメディア、媒体を情報源としているかということも調査できるわけです。先ほど申し上げたとおり、広報ふらののは、基本的には全戸配付でありますけれども、インターネットを使わない年齢層の比較的高い方は広報ふらのを見て、若い方はインターネットでホームページを見ているケースが多いですね。

先ほども言いましたとおり、平成27年第4回定例会で水間議員が指摘していましたけれども、若い人は、ホームページよりタブレット、モバイル系で確認をするので、それに対応しなければいけないと指摘したのに対して、改善なされているということでした。ですから、どの世代がどういうメディアを利用して情報を受け取っているのかということも調査する必要があると、それに応じて情報の発信の仕方も考えていくことが必要だと思うのです。

私も、この質問をするに当たっていろいろと調べたのですが、先進事例でいくと、千葉県千葉市、東京都武蔵野市あたりでは相当詳しくやっています。武蔵野市においては、コンサルタントを入れて徹底的に調べて、それを、広報というよりは、先ほど申し上げたとおりシティセールスに活用しております。そういうふうにかなり先進的な取り組みをしておりますので、広報の効果測定については、もう一度確認ですが、市民アンケート調査を実施する方向で考えているという理解でよろしいでしょうか。

○議長（北猛俊君） 御答弁願います。

総務部長若杉勝博君。

○総務部長（若杉勝博君） 佐藤議員の再々質問にお答えいたします。

広報効果の測定に向けたアンケートは、先ほどお答えしたように、実施の方向で検討させていただきます。やる際には、いまもありましたように、年代別の情報取得の実態、あるいは、伝わっているかという確認、これはもちろん網羅しながら、高齢者は紙、若者はいまのメディアという予測はつきますけれども、そうしたものも含めて実施させていただきたいと考えております。

○議長（北猛俊君） 続いて、質問ございますか。

10番佐藤秀靖君。

○10番（佐藤秀靖君） それでは、2点目の広報計画、広報評価について伺います。

先ほどの市長の御答弁で、全体評価については、審議会等々により庁内での確認、検証をしているということ伺いました。

私がここで申し上げるのは、全体ではなくて、個別のお話です。例えば、事業を推進するためには、当然、市民の理解と協力が必要でありますけれども、理解を求めるためには周知をしなければいけない、すなわち広報ですね。その次は、進捗状況の報告、これも広報です。これをやることによって、情報の共有化が行われ、理解の促進につながり、共感を得て、市民参加という流れができて、事業の効率がアップしてくる、この流れをつくり、その確認をする必要があると思っているのです。

ということは、それぞれの事業、施策を推進するに当たって、それぞれの事業の効果を測定するに当たって、恐らく何らかの広報はするはずなので、おのおのの事業に対する広報計画、広報評価をしていくべきではないかということをお先ほどは申し上げたつもりなのですが、これについて、再度、御答弁をお願いします。

○議長（北猛俊君） 御答弁願います。

市長能登芳昭君。

○市長（能登芳昭君） 佐藤議員の再々質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

いま、広報の評価という形で御指摘を受けているわけでありまして、広報の役割というのは一体何なのかということ、やはり、市民に周知する、知らしめるというのが目的なのです。事業効果をお知らせすることはいろいろな形でできるわけですから、広報で改めて事業効果を出すという形より、むしろ、佐藤議員にも御出席いただいておりますように、私は、毎年実施している地域懇談会でもその年の事業について御説明し、御意見を伺っております。ですから、行政のやる広報紙の役割というのは、まず市民の方々に知ってもらい、自分に該当するものをきちっと確認していただく、そういう周知が広

報の大きな役割だ、私はこのように認識しています。

私も、もう40年ぐらい前に広報を担当いたしました。佐藤議員の言うような意見の中で、私は、いまの新聞の12枚紙を、単独で、ひとりで1カ月で書き上げてまして、そして、全道の広報コンクールで入選しております。私以降の広報の担当者は、残念ながら入選していないという状況であります。実際的に、私自身も3年やりましたけれども、広報というのは、佐藤議員がおっしゃるようなことを考えてやっていたら広報はできないのですよ。やっぱり、そこには協力する人がたくさんいないとできないのですよ。そういうふうに、たくさんの人から協力を得てつくることが広報紙の意義あるところなのです。私は、経験してそういうふうに感じました。

ですから、広報紙というのは、分析というよりも、協力してもらい、記事の提供を協力してもらい、そういうことがいまの広報紙に現実に出てきているわけです。市民で何かあった、あるいは、行事があった、こういうことで広報紙に載せるべきだと。私も、広報計画が上がってきますから、そのときに、必ず、計画の中身と目的と月別に載せる表紙の問題、こういったものを十分に論議してつくっていただいているのが現況であります。

佐藤議員の質問については、理想の理想なのです。それに近づけるような努力はしていかなければならないと私も思いますけれども、現実の問題として、実際に書く広報担当というのは現在2名しかおりません。そして、いまの広報のあり方というのは、各部局に原稿を出してくれと言っても、責任を持ってきちっとやる職員は決して多くはないわけです。ですから、そういう協力体制を内部的に強化する、あるいは、市民に対しても協働でと言っておりますけれども、同じ状況の中で考えていただくような広報紙、俗に言う心の温まるような広報紙の作成が、市民からの共鳴を得ることもできますし、あるいは、協働で広報紙をつくることの意義があるだろう、私はこのように考えております。

広報紙については、先ほど、佐藤議員の意見に対して、総務部長がこれから検討するようなお話もさせていただきましたので、総務部長はこれらの問題に責任を持って処置する状況づくりをしていただけたらと考えておりますので、御理解を賜りたい、このように思います。

○議長（北猛俊君） 続いて、質問ございますか。

10番佐藤秀靖君。

○10番（佐藤秀靖君） ただいま市長から熱弁をいただきましたけれども、広報紙については了解しました。

私が先ほど申し上げた広報計画というものについて、もう一度、お話をしたいと思うのですが、個別の事業に対しての広報の仕方を計画的にということを僕は提案しているつもりなのです。実は、先ほど市長のほうからまた出てきましたが、広報について各部局に言っても

なかなか上がってこないというところが問題の一つになると私は思うのです。職員の皆さんは、事業を推進する上で広報をどうやって活用していくのか、広報を活用するというよりは、市民にどう周知していくのか、周知をして理解していただき、御協力をいただくのかという計画性がないように思えるのです。

大変失礼な言い方かもしれませんが、私は、なるべく多く一般質問をさせていただいているのですが、基本的には、市民との情報の共有ということをもとに一般質問をさせていただいているつもりです。例えば、平成28年第2回定例会で観光について質問させていただきまして、市民の理解、周知はどのようにしていきますかと質問したら、経済部長のほうから、工夫します、考えますという御答弁をいただいて、ことし、平成29年第1回定例会で、再度、その具体的考えはと尋ねたのに対し、できれば四半期に1回、特集を組んで、観光の理解を進めていきたいという御答弁をいただきました。しかし、残念ながら、半年たってもまだ掲載されていません。こういうことで、計画的な広報というよりは、私は場当たりの広報にしか受け取れない側面があります。

そういうことで、個別の事業についての広報計画というのは、要するに、それは広報紙に載せなさいということではないのです。どういうふうに市民に周知し、理解してもらおうかという部分において質問をさせていただいていますが、この点についていかがでしょうか。

○議長（北猛俊君） 御答弁願います。

市長能登芳昭君。

○市長（能登芳昭君） 佐藤議員の再々質問にお答え申し上げたいと思います。

計画性がないとか、あるいはまた、広報紙には各事業の中身的なものを余り理解できるような載せ方をしていないという御発言がございました。しかし、広報の役割というのは、私は先ほどからお話ししていますけれども、広報で検証まで追及してやる必要があるのかということ、そこに疑問があります。

広報、周知というのは、12カ月ありますから、特集を出す場合も、今回は、鉄道の見直しの関係について一連のものを出させていただきました。ですから、計画というよりも、その時々合った課題の中で、市民が関心を持たれるような状況を把握しながら出していく、私はそのことを念頭に置きたいと思うのです。

佐藤議員がいまおっしゃるように、検証して、検証した結果が出た場合に、それを翌年にどういうふうに反映するか、あるいは、検証した結果、余り期待できないものについては削除するとか、そういうことまでやるのが検証です。しかし、通常、広報の役割というのは、それぞれの市民の希望なり、あるいは、行政が行う事業については必ず載せて実施しているわけですから、その検

証までやるということになるのかどうか。一例を挙げれば、予防接種の関係を周知して、その検証はどうだ、こうだということは、それは読んで参加した人の自覚の問題であって、それを広報で知らせるのか。これが一例になるかどうかわかりませんが、そこまで細部にわたって事業の中身をお知らせするというのは、広報ではなかなか難しいという判断を私はいたしております。

ですから、さっきの庁内で協力できないというのは、そういう意味で協力できないものもあるということで御説明させていただいたわけであります。いま、私は検討するということでそれぞれお答えをさせていただきますけれども、その検討の中身については、できないものはやはり検討から外していかなければならないのですね。

その点、平成25年度で実施したアンケート調査では、年齢はわかりませんが、90%は理解をして、いいという判断を出していただいた経緯があります。これは平成25年度ですから、時代が流れていますので、それでいいとはしません。3年、5年置きにまたそういう調査をして、どういう傾向があるかということも検討していかなければなりません。そういう意味で検討はしていかなければいけない、こういうことでございますので、前段で御質問のあったことも含めて、できる、できないというよりも、検討に値するものかどうか検討してまいりたい、このように考えております。

○議長（北猛俊君） 続いて、質問ございますか。

10番佐藤秀靖君。

○10番（佐藤秀靖君） それでは、次のソーシャルメディアの活用について伺います。

昨日の一般質問で、渋谷議員のほうからの観光の情報発信について、写真や動画などSNSを用いた発信をしていきたいという御答弁がありました。これは、非常に歓迎すべきものと私は考えております。

先ほども申し上げたとおり、シティセールスという考え方で、戦略的な広報活動を行う場合は、ソーシャルメディアというのは非常に重要になってくるのかなというふうに思うのですが、これも、平成27年第4回定例会で、本間議員がシティセールスのための動画を作成したらどうかという提案をしています。このときは余り積極的ではない御答弁でありましたが、先ほどの観光の情報発信も含めて、シティセールスの部分で言う情報発信、動画作成などは想定されていますでしょうか。

○議長（北猛俊君） 途中ではありますが、ここで、午後1時まで休憩いたします。

午前11時59分 休憩

午後1時00分 開議

○議長（北猛俊君） 午前中に引き続き、会議を開きま

す。

午前中の佐藤秀靖君の質問に御答弁願います。

総務部長若杉勝博君。

○総務部長（若杉勝博君） 佐藤議員の再質問にお答えいたします。

シティセールスの視点での動画配信という考え方でございます。

現在、市におきましては、移住促進という部分で、移住促進協議会が平成27年12月の時期から全国移住ナビというポータルサイトで動画を配信しております。その内容につきましては、富良野の暮らしぶり、移住、定住にかかわる情報、風景、農産物等々、富良野を紹介し、PRできる動画として配信しているところでございます。

以上です。

○議長（北猛俊君） 続いて、質問ございますか。

10番佐藤秀靖君。

○10番（佐藤秀靖君） 続きまして、ソーシャルメディアの活用とガイドライン、マニュアルについて伺います。

御答弁の中で、活用についてのガイドライン、マニュアルは作成しているということでありました。私も、担当部局のほうでこのガイドライン、マニュアルを拝見しておりますが、基本的には、職員の皆さんへのガイドライン、マニュアルということであります。

私もこれをいろいろ調べたのですが、自治体によって、職員向けのガイドライン、マニュアルをつくっている自治体、それから、自治体として作成して担当部局に配っているという2通りがあるようですけれども、本市においては職員の皆さん向けということであります。

先ほどお話をしたとおり、ホームページもしくはソーシャルメディアについては、自治体の好感度のよしあしに影響を及ぼす可能性が極めて高いというふうに私は考えています。その中で、実際にはもう削除されましたが、例えば、担当部局のほうでブログを持っていて、それをちょこちょこ更新するのであれば情報発信としては非常にいいと思うのですが、半年も更新されていないということもありまして、こうなるとやはりイメージダウンは否めないということになります。

そこで、先ほどの職員向けのガイドライン、マニュアルに向けて、行政として、必要最小限度は守らなければいけないこと、それから、よく言われる情報漏えい、セキュリティの脅威、それから炎上等々に対するマニュアルは整備したほうがいいのではないかというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議長（北猛俊君） 御答弁願います。

総務部長若杉勝博君。

○総務部長（若杉勝博君） 佐藤議員の再質問にお答えいたします。

現在、富良野市では、先ほど市長のほうから答弁いたしましたように、富良野市職員のソーシャル・ネットワーク・サービスの利用に関するガイドラインということで、主にSNS等を使った情報発信についての注意事項、具体的には、誤解を与えないようにとか、正確にとか、そうしたことを定めております。

ただ、平成25年に制定し、4年あるいは5年近くたっておりまして、時代的な流れもございます。現状では私どもの情報提供は一方通行でございますので、基本的にこれまで炎上したという事例はございませんが、いま事例として挙げられた更新がなかなかされずに閉鎖をしたということもございます。したがって、やるのであればこうした運用をという意味の御質問だと思いますので、その辺については、いまある運用ガイドラインの時代的な経過に伴う見直しも含めて検討させていただきたいと考えております。

○議長（北猛俊君） 続いて、質問ございますか。

10番佐藤秀靖君。

○10番（佐藤秀靖君） それでは、次に、3件目のホームページについて伺います。

ホームページの閲覧分析の結果に対応した改善は、ということですが、ホームページをよく見ると、右の一番下にアクセスランキングが出ています。月間で集計をして、どのくらいアクセス数があるかということを毎月出していますけれども、私がそれに気がついたのは、実はそんなに前ではなく、ことしの3月でした。それから、毎月のアクセス数をずっと見ていますが、季節変動がありまして、3月ですから出ていく人、入ってくる人がいてその特色が出ますし、6月、7月、8月は観光客がアクセスします。大体、上位10位の中に必ず入っているのが、住まい情報バンク、それから、アクセスについて、「ふらの」に住みたい方へ、ということで特色はまず出ていると思うのです。

では、例えば、「ふらの」に住みたい方へをクリックしていくと、移住促進協議会のほうに行くのですが、先ほど申し上げたとおり、移住、定住のホームページはなかなか見づらい。もう一つは、「ふらの」に住みたい方へからは、同じように住まい情報バンクのページにも飛んでいきますけれども、この情報バンクの情報データが余りにも少な過ぎるのですね。いまでも、たしか借家でも15件もないはずですよ。土地・建物の物件は、この前、1件出ただけです。しかし、移住促進協議会に参画する不動産屋の紹介があって、ここにアクセスすればいっぱい出てきますよとあって、そこに行くとずらっと出てくるのですよ。それは、各企業のホームページということになります。

そういうことでいくと、住まい情報バンク、「ふらの」に住みたい方へというところにアクセスした後の案内が

しっかりできていないように思いますので、これを改善する必要があると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（北猛俊君） 御答弁願います。

総務部長若杉勝博君。

○総務部長（若杉勝博君） 佐藤議員の再質問にお答えいたします。

いま、例として移住の部分挙げられましたが、先ほども答弁させていただいたように、ホームページで市民向けにお知らせする部分、それから、市外の方といいますか、移住を含めて対外的に情報を発信する部分の2面性がございます。特に、対外的な部分においては、いま御指摘をいただいたようなことも含めて、リンク、そしてデータ量など、より効果的に情報を発信できるようにと。

そういう中で、不動産のほうでは、売りたい物件が市のホームページに載ることによって信頼を得て実際の売買につながっている、そういう事例も複数件でかなりあると認識しております。あとは、いわゆる空き家がふえてくる状況の中で、そうしたものも活用できますよという市民へのPRもあわせてやることによって、こちらに入ってこられたい方、そして、いまお持ちの物件の処理に困っている方、双方の利益になるものということで充実を図ってまいりたいと考えております。

○議長（北猛俊君） 続いて、質問ございますか。

10番佐藤秀靖君。

○10番（佐藤秀靖君） それでは、最後に、4件目の市民の声について伺います。

これについては、以前の一般質問で、市民の声についての検証システムをつくる必要があるのではないかとという同じような質問がありました。そのときには余り前向きな回答ではなかったように思いますが、今回、このシステムを構築していくということでありますので、大きな前進かと思います。

先ほどの答弁の中で、事象の分析、部局においての分析など、多角的に分析、検証をしていくというお話がありましたが、このシステムはいつごろ稼働する予定でしょうか。

○議長（北猛俊君） 御答弁願います。

総務部長若杉勝博君。

○総務部長（若杉勝博君） 佐藤議員の再質問にお答えいたします。

市民の声に関するデータベース化とその検索を可能にしまして、職員がその情報を共有することで、例えば、失敗事例を学ぶことで失敗を防止する役に立つなど、職員の資質向上につながるものと考えております。

市民の声の傾向ということでちょっとお話させていただきますと、ここ5年ぐらいをとりますと20件から50件程度で、ここ二、三年はふえつつあります。ふえてい

る要因の一つには、市民の声と言いながらも、市外の方からのメール等もふえてきておりまして、中身によってはお答えすべきかどうかと疑念を感じるようなものもございます。また、逆に、最近でいけば、市外の方からでもＪＲの問題に関する意見、提言的な内容もございますので、一概に市外を排除するのもどうなのかなというように思いもありまして、今後、この辺は整理をしていかなければならないかなと考えております。

いずれにしても、その辺を含めて、市民やそうした方々の声を市政に反映していけるような形で蓄積をして、活用していきたいという考え方でございます。大体の作業が終わっておりますので、もう間もなく運用を開始できるものと考えております。

○議長（北猛俊君） よろしいですか。

（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） 以上で、佐藤秀靖君の質問は終了いたしました。

次に、天日公子君の質問を行います。

８番天日公子君。

○８番（天日公子君） 「登壇」

さきの通告に従い、順次、質問をしていきます。

１件目は、富良野市いじめＺＥＲＯ（ゼロ）推進条例について。

いま、全国各地の小学校、中学校、高等学校において、いじめが原因で不登校や自殺などの痛ましい事件や事故が頻繁に発生し、また、新たなこととして、携帯電話やスマートフォンなどインターネットを通じての誹謗中傷などの重大事態も連日のように報道されております。

そのような中で、国においては、平成25年6月にいじめ防止対策推進法が施行されました。さらに、北海道においても、平成26年4月に北海道いじめの防止等に関する条例が施行され、また、富良野市においても、富良野市いじめＺＥＲＯ（ゼロ）推進条例が平成26年9月につくられ、10月から施行されております。

富良野市いじめＺＥＲＯ（ゼロ）推進条例の目的は、いじめが、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危機を生じさせるおそれがあることに鑑み、いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめの早期解消、その他のいじめへの対処のための対策を定め、児童生徒の尊厳を保持するとともに、児童生徒が互いの違いを認め合い、支え合い、健やかに成長できる環境の形成に寄与することを目的としており、第4条には市及び教育委員会の責務、第5条には学校及び学校の教職員の責務が掲げられております。

富良野市内の全ての子供たちは、かけがえのない存在であり、一人一人の心と体は大切にされなければなりま

せん。いじめ問題は、児童生徒の心と体や子供たち同士の人間関係にも大きく影響を及ぼし、教育の根幹にかかわる重大なことであると認識しております。特に、西中学校の生徒会が中心となり、ＺＥＲＯ運動が推進され、各学校でも挨拶運動に取り組み、積極的に活動していることも理解しておりますし、さらに、各家庭においても家族での会話がふえたなど、それぞれお聞きしていますので、家庭においてもいじめへの認識が図られていると考えております。

いじめは、いつでもどこでも起きると危機感を持ち、その根絶に向けて、教育委員会を中心に、各学校やＰＴＡ、各家庭、地域住民や学校支援ボランティアなどが一体となり、いじめのない学校づくりに取り組んでいることは承知しているところでありますが、平成28年6月9日に行われた富良野市総合教育会議のいじめの実態調査の結果についての議事録を読ませていただきました。

内容は、アンケート調査は年2回あり、平成27年度の2回目のいじめの把握のためのアンケートが行われた結果についてでありました。要約いたしますが、一つ目は、子供たちに、いじめはどんなことがあっても許されないことだと思いますかという質問に対し、平成27年度では、2回ともそれぞれ7%の子供たちがそう思わない、よくわからないと回答しており、この回答が0%になることが富良野市が目指すいじめゼロの達成になるので、今後、啓発活動が必要である、二つ目は、平成27年の2回目のアンケート時点で、39人の子供がいじめられたことがあり、調査日の段階で6名の子供がいまもいじめられていると回答しており、このいじめの発見のきっかけがアンケート調査によるものであり、これらは解決されたが、アンケート調査は年2回の実施であるので、教職員がもっと早くに発見し、日ごろから早期対応に努めなければ、いじめがもとで重大な結果となる可能性があると考えていると報告されておりました。さらに、平成29年3月に、文部科学省では、再度、いじめ防止のための基本的な方針を定めて、常にいじめられた児童生徒の立場に立つて行うことが必要であると明確に改定されております。

富良野市いじめＺＥＲＯ（ゼロ）推進条例も、施行されてから3年が経過し、教育委員会も学校もアンケート調査結果にある課題についてそれぞれに対応してきていると思います。そこで、いじめゼロに向けた取り組みとして、3点質問をいたします。

１点目は、いじめＺＥＲＯ（ゼロ）推進条例施行後の検証はされているのか、お聞きいたします。

２点目は、各学校におけるいじめ相談体制の取り組みと状況、学校内での情報共有はされているのか、お聞きいたします。

３点目は、各学校での先生たちがいじめＺＥＲＯ運動

をどのように認識しているのか、また、いじめの実態はどのようになっているのか、お聞きいたします。

2件目は、就学援助の新入学児童生徒学用品費などの入学前支給について。

子供の貧困が社会問題となる中、子供の教育を支える大きな役割を果たしているのが就学援助制度です。就学援助は、学校教育法に基づき、経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒の世帯に対して、学用品費、通学用品費、修学旅行費、学校給食費などの費用を支給する制度であります。いま、全国では、要保護児童生徒を初め、準要保護児童生徒や被災児童生徒がこの制度を利用し、北海道においても大変高い数値を出しています。

一方、富良野市の場合は、準要保護世帯の認定基準を生活保護基準内の1.3倍以下として、昨年、平成28年度の就学援助においては、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費の早い導入取り組みがあり、援助を受けている世帯にとっては負担軽減につながっており、高く評価をしているところであります。

また、ここ最近では、就学援助の新入学児童生徒学用品費などの入学前支給実施について、新聞にも北海道の市町村の状況が出ており、道教育委員会において市町村数は把握していないが、保護者の負担軽減のため、前倒しの動きが道内に広がっているという報道がされております。就学援助の新入学児童生徒学用品費は、小学生、中学生の入学時に係る経費を援助するものですが、いままでの時期よりも早く、入学前のお金の必要な時期に適切に支給することが急がれているのではないのでしょうか。

質問ですが、就学援助の新入学児童生徒学用品費などの入学前支給実施について、平成29年度は富良野市では対応しておりません。平成30年度からの対応をぜひするべきと考えますが、富良野市として来年度はどのように取り組むのか、また、制度対象児童生徒の割合もあわせてお聞きして、1回目の質問といたします。

○議長（北猛俊君） 御答弁を願います。

教育委員会教育長近内栄一君。

○教育委員会教育長（近内栄一君） 一登壇―

天日議員の御質問にお答えいたします。

1件目の富良野市いじめZERO（ゼロ）推進条例について、条例の検証と実態についてであります。

本市のいじめZERO（ゼロ）推進条例は、いじめ防止対策推進法及び北海道いじめの防止等に関する条例の制定を受け、平成26年9月に制定し、3年が経過しようとしております。いじめZERO（ゼロ）推進条例においては、社会全体でいじめの問題を根絶するという基本理念に基づき、市及び教育委員会、学校及び教職員、保護者のそれぞれの責務と市民及び事業者の役割について定められており、条例に基づき、いじめ問題対策連絡協議会を平成26年10月に設立し、関係機関・団体との情報

共有と連携を図ってまいりました。

教育委員会では、これまで、全市民向けにいじめZERO（ゼロ）推進条例のパンフレットを配布するとともに、毎年、全児童生徒に対し、いじめZERO推進に向けたパンフレット、メッセージの配布や、北海道教育委員会と連動したいじめ防止メッセージコンクールの実施、保護者、教職員を対象にいじめZEROに関する講演会などを開催してきたところであります。また、教育委員会では、富良野市いじめZERO推進基本方針を平成27年2月に決定するとともに、各小・中学校においても学校いじめZERO基本方針を策定し、定期的に点検評価を行い、必要に応じて見直しを図っているところであります。文部科学省においても、いじめ防止対策協議会の提言を受け、本年3月に重大事態の調査に関するガイドラインを策定したところでありますので、本市の基本方針などについても、児童生徒を取り巻くいじめの状況や社会環境の変化などを考慮しながら、必要な見直しを図ってまいります。

次に、いじめに対する各学校の取り組み状況につきましては、全ての学校において、学校の基本方針に基づき、いじめの積極的認知に努めるとともに、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に努めているところであります。相談体制といたしましては、学級担任、養護教諭を初め、学年主任、生徒指導担当教員、部活動顧問、スクールカウンセラーなど、児童生徒が相談しやすい体制整備に努めており、相談を受けた場合は、教員1人での対応ではなく、常に情報共有を図り、いじめ対策委員会などチーム、学校として取り組みを進め、対応しているところであります。

次に、いじめZERO運動の現状認識といじめの実態についてであります。各学校においては、いじめはどの学級にもどの児童生徒にも起こり得るという認識を全教職員が持ち、いじめを絶対に許さない学校づくりを基本理念に、職員会議などで校内徹底を図るとともに、校内研修を実施し、常に子供たちと向き合うことを心がけ、早期発見に努めているところであります。

また、いじめの把握に関しては、教職員みずからによる児童生徒に対する声かけや発見はもとより、児童生徒、保護者などからの相談による発見、また、毎年、児童生徒からいじめに関するアンケート調査を定期的に実施し、把握に努めているところであります。本年5月に実施したいじめに関するアンケート調査の結果では、4月から調査時点までにいじめられたことがあると回答している割合は、小学生で2.3%、中学生で1.2%となっております。また、調査時点でいまだいじめられているとの設問に対しては、小学生では0.7%、中学生では1.0%の回答がありました。このアンケートにより発覚した案件に関しては、すぐに教職員が児童生徒と面談し、学級指導や

教育相談を行い、案件によっては保護者面談を行いながら早期解決を図っているところであります。

このアンケートでは、いじめに対する認識についても設問されており、各学校では、いじめはどんなことがあっても絶対に許されないとはいわないとの回答が0.8%となっており、また、いじめられたときに誰にも相談しないとの回答が9.5%ありました。このため、教育委員会としては、さまざまな機会を通していじめ防止に関する教育を推進し、全ての児童生徒がいじめは絶対に許されないと考え、困ったときは必ず相談できる状況づくりを学校、家庭、地域住民、事業者、行政、その他関係機関と連携協力しながら推進してまいりたいと考えております。

2件目の就学援助費の新入学児童生徒学用品費などの入学前支給についてであります。

本市においても、経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対する必要な援助として、学校教育法に基づき、就学援助制度を実施しているところであります。本市における就学援助を受けている児童生徒の割合は、平成29年9月現在で、要保護、準要保護の小・中学生を合わせて20.65%となっております。就学援助を受けている児童生徒の割合は、全国、全道の傾向と同様に、ここ5年間ににおいてはほぼ横ばいとなっている状況であります。また、小学校1年生、中学校1年生につきましては、新入学児童生徒学用品費、いわゆる入学準備金を、通常の学用品費のほか、国の要保護児童生徒援助費補助金予算単価を基準に支給しております。就学援助は、毎年4月に保護者から在籍する小・中学校へ申請をすることから、新入学児童生徒学用品費は、認定審査の関係もあり、例年5月に支給しております。

道内においては、入学前に新入学児童生徒学用品費を支給する市町村が徐々に広がっており、本年度入学の児童生徒に対しては5市が入学前に支給しており、また、次年度に入学する児童生徒に対しても既に14市が入学前支給について検討を進めていると伺っております。

入学前支給に関しては、入学前に転出するケースの取り扱い、新入学生の対象校種の調整、整理、支給月の前々年の世帯収入の把握などの課題を整理する必要がありますが、他市の状況及び実施方法等について調査し、平成30年4月入学の対象児童生徒から対応できるよう検討してまいります。

以上でございます。

○議長（北猛俊君） 再質問ございますか。

8番天日公子君。

○8番（天日公子君） まず最初に、私が2件目に質問いたしました就学援助の新入学児童生徒学用品費の支給を来年度から取り組むということで、前向きな検討をしていただけたと思っております。これについては、対象となる家庭の方は大変喜んでいと思いますので、評価

させていただきます。

それでは、1件目について、再度、質問をさせていただきます。

先ほど、教育長からお話がありましたけれども、私は、いじめについて質問をするに当たり、富良野市総合教育会議の議事録を読ませていただいて、びっくりしたのです。実は、私は、富良野市にはいじめはないというふうに頭から思っていたのですが、文章を読んでみますと、いじめがあつて、それがまだ続いているのだということがアンケートによってわかった、それから、どういふことをいじめとしているのか、また、子供の意識についても7%とあつたものですから、大変びっくりしたわけですね。

そういう中で、いま教育長から答弁がありましたけれども、富良野市のいじめZERO（ゼロ）推進条例では絶対にいじめを許さないと、そして、学校では何よりも先に取り組むことが大事であるというふうに私は思っておりますけれども、再度、そこについて教育長にお答えいただけますでしょうか。

○議長（北猛俊君） 御答弁願います。

教育委員会教育長近内栄一君。

○教育委員会教育長（近内栄一君） 天日議員の再質問にお答えいたします。

学校におけるいじめに対する対応の基本的な考え方についてというふうな御質問だと思います。

私は、常日ごろから、いじめの問題は社会全体で考えるべきものであるというふうな中で、いじめへの対応は、学校だけでは完結しない、すなわち、家庭、地域、また、子供を取り巻くさまざまな方々が子供たちをしっかりと見守る、そういった観点から対応すべきだというふうに考えております。そういった中で、私が考えていること、思っていることについて何点か述べさせていただきながら、学校における対応についても答弁させていただきたいと思っております。

まず、一つは、天日議員が御質問の中でもおっしゃられておりましたが、いじめは、いつでも、どこでも、誰にでも起こり得る、こういった基本認識は絶対に忘れてはいけないうことだと思っております。したがって、昨年の総合教育会議でも数字として出ておりましたが、やはり、そういったことがあるなど、改めて、そのことを認識しながら事にかかわらなければいけないというふうに考えております。

そういった中で、子供たちに対して、どのような教育的な視点で対応することが大切なのか、三、四点、お話しさせていただきますと、一つは、弱い者いじめ、弱い人をいじめるということは人間として絶対に許されないとすることを、大人も、また子供に対してもしっかりと認識してもらう、そのことを常に行っていかなければい

けないというふうに思います。また、いじめというのは、やはり、子供の成長を阻害するといったこともありますので、そういった意味でも、いじめは場合によっては必要とか、そういった考え方は絶対に持たないことが必要だというのが1点です。

それから、もう1点は、いじめられている子供たちの立場に立って、親身に物事を考えていく、親身な指導を行うこと、これが大切だと思っております。やはり、子供たちは、危険信号を出していたり、いろいろなことがあります。子供たちは、みずから主張したり、訴えたりできない、そういった状況から危険信号を出したりすることもあると思うのですが、そういったささいなことでも把握し、ちょっとした変化を教職員、保護者と情報共有する、そして、子供たちの相談に乗ることが大切だと思っております。

それから、3点目として、天日議員もおっしゃっていました家庭教育です。やはり、家庭の中で保護者から愛情を受けて、そういった中で精神的な支えを子供たちがしっかりと認識すること、もう一つは、人をいじめる、人の悪口を言う、そういったことは相手を敬うことにはならないし、逆に、自分がそういった立場になったときにどうなのだろうというふうなことで、保護者にも善悪の判断を教えていただくこと、さらに、保護者あるいは御家族の方が日常的に子供の様子を把握しながら、ちょっとこのあたりが変だなというときには、学校とも連携しながら情報共有をしていくことが大切だろうと思っております。

それから、もう一つは、学校にかかわるものにもなってくるのですが、いじめ問題というのは、学校では特に教職員の児童生徒に対する指導のあり方が問われる部分もあるのかなというふうに考えています。やはり、いろいろな教育活動を通して、例えば、個性あるいは身体的な差異を含めて、そういったことを尊重する態度、相手を尊重するという価値観として子供たちがしっかり持つこと、あわせて、さまざまな教育活動、道徳あるいは総合的な教育の時間を通して子供たちに訴える、そういった教育が必要だと思います。

そういったことに関しましては、一例を挙げさせていただきますが、一つは、心に響く道徳教育ということで、富良野にゆかりのある先生方に、生きるとはどういうことか、命の大切さ、仕事とは何だろうといった社会性、そういったことを自分たちの生きざまの中からじかに教えていただいたり、あるいは、地域の人権擁護委員の皆さんが市内全ての学校に行っているいろいろな人権指導をやっていたりなど、そういった形で社会全体で対応していただいております。やはり、そういった部分も含めて学校教育の中でしっかりと対応し、教育していくことが必要であるというふうに考えております。

以上、私が考えていることを述べさせていただいて、答弁とさせていただきます。

○議長（北猛俊君） 続いて、質問ございますか。

8番天日公子君。

○8番（天日公子君） 私が質問しようと思っていたことを全部まとめて御答弁いただいたなと思っております。

その中で、また何点かお聞きしたいのですが、先ほどのいじめのアンケートにおいてパーセントでお話がありましたけれども、パーセントではなくて、人数で教えていただければ大変ありがたいです。

○議長（北猛俊君） 御答弁願います。

教育委員会教育部長山下俊明君。

○教育委員会教育部長（山下俊明君） ただいまの天日議員の再質問にお答えしたいと思います。

こちらの手元に資料としてあるのが平成28年度のいじめの把握のためのアンケート調査結果ですが、毎年、富良野市いじめ問題対策連絡協議会でアンケート結果の数値を出して関係機関の皆さん方に議論をいただいているところであります。あくまでも調査時点の数値となりますが、いま天日議員からあったのは、設問として、あなたはいまいじめられていますかという項目だと思いますけれども、年2回の調査を行って、いじめられていると回答したのは1回目が14人、2回目が11人となっております。また、先ほど教育長の答弁の中にもありましたが、あなたは、いじめはどんなことがあっても許されないことだと思いますかという設問に関しては、そうは思わないと回答したのは、1回目で36人、2回目で30人という数値になっております。

以上でございます。

○議長（北猛俊君） 最初の教育長の答弁は小・中で分かれていましたけれども、いまの人数はどういうふうに分かれているのですか。

○教育委員会教育部長（山下俊明君） 申しわけありません。

小学校と中学校別になりますと、あなたは、いじめはどんなことがあっても許されないことだと思いますかという設問では、1回目は小学生が28人、中学生が8人の合計36名です。2回目は、小学生が18人、中学生が12人の計30人になります。

以上でございます。

○議長（北猛俊君） 8番天日公子君。

○8番（天日公子君） ついでに、その中で、いまいじめられているという内容の御報告もお願いいたします。

○議長（北猛俊君） 御答弁願います。

教育委員会教育部長山下俊明君。

○教育委員会教育部長（山下俊明君） 天日議員の再質問にお答えいたします。

あなたはいまいじめられていますかという設問に関

しては、先ほど申し上げましたように、1回目は、14人、2回目は11人という回答結果であります。ただ、この設問につきましては、あくまでもアンケート実施の時点においていじめられていますかという設問になりますので、冒頭の教育長答弁でもありましたが、このアンケート結果をもとに学級指導や教育相談を行って、学校を含めてそれぞれのケースに対応してきているところでありますので、断続的なことも含めて、長期間にわたって継続されているものではないと御認識いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（北猛俊君） 8番天日公子君。

○8番（天日公子君） いま、人数の報告がありましたけれども、教育委員会としては、この人数については多いと思っているのでしょうか。妥当と言ったら変ですが、富良野市はゼロを目指していて、いじめは絶対にない、なくそうという気持ちはわかりますけれども、現実にある中で、この人数についてはどのように考えているのでしょうか。

○議長（北猛俊君） 御答弁願います。

教育委員会教育長近内栄一君。

○教育委員会教育長（近内栄一君） 天日議員の再々質問にお答えいたします。

このアンケート調査の数字の捉え方でありますけれども、多いか少ないかということで考えていきますと、ゼロを目指しているわけですから、多いです。ただし、客観的に、例えば全国、全道との比較で言うと、若干少ないかなというふうな認識はあります。

しかしながら、それはあくまで数字の比較でありまして、ゼロを目指していることに変わりはないということを答弁とさせていただきます。

以上です。

○議長（北猛俊君） 8番天日公子君。

○8番（天日公子君） それから、いじめゼロに向かうに当たりまして、先生たちが4月に異動されますよね。新しい先生たちをお迎えしたときに、いじめゼロの取り組みについてどのように対応されているのか、また、新しい先生方が来ることで、取り組みの低下ということについてはどのように捉えているのでしょうか。

○議長（北猛俊君） 御答弁願います。

教育委員会教育長近内栄一君。

○教育委員会教育長（近内栄一君） 天日議員の再々質問にお答えいたします。

新しく転入される先生への対応でございますけれども、まず最初に、4月上旬に校長会、教頭会の合同会議があります。その中で、本市のいじめZERO（ゼロ）推進条例、それから基本方針について説明をいたしております。それぞれの学校においては、その基本方針に基づいて、校内で職員会議あるいは研修会を計画的、定期的に

行いながら、新しく転入された先生に対する情報提供、指導をしております。もう一つは、基本は、事が起こったとき、あるいは、こういったことがあるというふうなことが確認されたときには、個々の先生の対応ではなくて、先生方が常に情報共有をするということですので、そのことを徹底してもらっているところであります。

ことしも、4月、5月の校長会・教頭会合同会議、5月の校長会においてそのあたりを改めて指導するとともに、各学校のいじめZERO基本方針について見直し、再確認をさせていただいているところであります。

以上でございます。

○議長（北猛俊君） 8番天日公子君。

○8番（天日公子君） いま、学校の中でそういう情報共有をされているという答弁をいただきました。また、先ほど相談業務においても学校内では情報を共有されているという答弁をいただきましたが、学校内だけではなくて、学校間同士の情報共有というのはどのようになっているのでしょうか。

○議長（北猛俊君） 御答弁願います。

教育委員会教育長近内栄一君。

○教育委員会教育長（近内栄一君） 天日議員の再々質問にお答えいたします。

学校間の情報共有でございますが、これは、事案が発生するたびに、教頭先生を中心に情報共有を行っているという報告を受けております。

以上でございます。

○議長（北猛俊君） 8番天日公子君。

○8番（天日公子君） いじめ問題は、本当に重大な事案でありまして、何事も各学校内で発生する前の未然防止が重要と考えております。日常での環境づくりや適切な対応が早期発見につながるとは思いますが、先生たちが児童生徒の行動が見抜けるような、そうした環境づくりについてどのようにされているのか、また、いじめZERO（ゼロ）推進条例を制定してしまいで取り組んできておりますけれども、今後はどのように取り組んでいけるのか、教育長にお聞きしたいと思います。

○議長（北猛俊君） 御答弁願います。

教育委員会教育長近内栄一君。

○教育委員会教育長（近内栄一君） 天日議員の再々質問にお答えいたします。

相談できる体制づくりということでございますが、これにつきましては、職員会議、それから研修会において、校長を中心に、教頭、生徒指導の先生、養護の先生、そして、道徳担当の先生といった人たちが連携して常に相談に乗れるような状況づくりができるように研修を行っております。もう一つは、養護教諭の先生を中心に、相談できる部屋を確保するなどして、子供たちが多様な形の中で相談できるような環境づくりを進めております。

もう一つは、今後に向けての考え方です。

やはり、校内体制の中では、常に校長を中心にチームとして対応するというを確認し、なおかつ、役割分担というものも確認しながら対応していくことと、もう一つは、教育指導のことです。それぞれの先生方が、もしいじめがあったときは生徒に対してどのように対応すべきなのか、どこかでいじめがあったとして、それを見て見ぬふりをするのではなくて、そういったことがあったら先生や親に相談することも含めて、困ったときはみんなで支え合うような形で日ごろから対応しているところでありまして、今後も、研修の場を通してそうしたことを継続していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（北猛俊君） よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） 以上で、天日公子君の質問は終了いたしました。

ここで、10分間休憩いたします。

午後1時54分 休憩

午後2時01分 開議

○議長（北猛俊君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、石上孝雄君の質問を行います。

3番石上孝雄君。

○3番（石上孝雄君） ー登壇ー

通告に従い、高齢者の交通安全対策について一般質問をさせていただきます。

全国各地で、高齢者の運転による交通事故が頻繁に発生しております。また、富良野市においても、高齢化の急速な進行から、団塊の世代が75歳以上になる2025年には、本市においても市民の3人に1人が65歳以上の高齢社会と予想されております。

そのような中で、ますますふえ続ける高齢者による交通事故を抑制する対策として、これまでも、国においては、1998年、さらには2002年と道路交通法が改正されてきましたが、一向に交通事故が減らない状況が続いております。そのため、国においても、改正道路交通法により、本年3月にスタートしたリスクの高い運転者への対策として、新たに、臨時認知機能検査を初め、臨時高齢者講習会などを実施しているところであります。リスクの高い高齢運転者にとって、判断力や記憶力などが急激に落ちるなど、認知的機能の衰えは予断を許さない状態と認識しており、本市においてもその対策が急務と考えます。

これまで、黒岩議員や大栗議員からの高齢者の交通安全対策の質問に対し、市長は、重要課題であり、支援事

業の導入について検討すると答弁されております。さらに、平成27年度の「市長と語ろう！」地域懇談会でも運転免許証の自主返納について市民から意見が出され、市のホームページでも取り上げられており、重要課題と認識しております。また、高齢者の視力や運転機能の低下など、危険性が年々増加することは避けられない状況であります。

いまこそ、本市として、各関係機関や団体、連合会、町内会などと連携を密にして、高齢運転者対策や支援事業対策などを検討する時期に来ていると考えます。また、そのための手段として、高齢者が自分たちの毎日の暮らしを支え、住みなれた地域で老後を安心して生活するための交通移動手段として、公共交通機関の充実もあわせて検討することも喫緊の課題と考えております。

そこで、3点について質問させていただきます。

1点目は、高齢運転者に対する各関係機関などとの連携と推進の考え方について。

2点目は、運転免許証の自主返納に対する支援事業の考えについて。

3点目は、交通移動手段としての公共交通機関の充実について。

例えば、一つの支援策として、団塊の世代と言われる高齢者の運転免許証の自主返納に向けて、通院や買い物における公共交通機関の利用を促進したり、また、山部、東山地域で運行しているコミュニティカーを富良野まで延長させるなど、毎日の暮らしを支えるための交通移動手段の充実についての考えを質問いたします。

2件目は、地上デジタル放送の難視聴者対策についてお伺いいたします。

島ノ下、東山、西達布の各テレビ共同受信施設組合への支援についてです。

デジタル放送になって10年程度が経過し、分厚いブラウン管テレビも遠い昔の話になってきました。いまや、薄型のテレビが本当にきれいに美しくそのままの色で映るようになり、この秋の夜長に家族団らんでテレビを見る家庭も多くあるかと思います。

しかしながら、地上デジタル放送になってから、テレビが見られなくなった地域もある実態があります。個人の土地の中で電波を見つけれれば、当初の施設料だけで、あとの経費はかかりません。前段に申し上げた3施設組合は、年間の電気料と施設使用料金が5万円から10万円かかっております。個人負担の額は、組合加入戸数で変わってきておりますが、1人当たり5,000円から、多い人では1万6,000円と、テレビを見るのにこんなにお金がかかっている現状があります。テレビを見るのにハンディがあり、さらには、見られるようになってからも金銭負担のハンディがあり、また、近い将来、組合員の減少になれば、さらなる負担の増加も予想されます。

各組合の運営に対する支援の考え方について、市長の見解を伺います。

以上を申し上げ、1回目の質問を終わります。

○議長（北猛俊君） 御答弁願います。

市長能登芳昭君。

○市長（能登芳昭君） -登壇-

石上議員の御質問にお答えいたします。

1件目の交通安全対策について、高齢運転者への支援策についてであります。

高齢運転者に対する関係機関との連携につきましては、本年3月12日に施行された改正道路交通法により、免許更新時の認知機能検査に加えまして、75歳以上の運転者が信号無視、一時停止違反など一定の違反行為があった場合には、臨時認知機能検査を受けることと相なりました。判定内容によっては医師の診断が義務づけられ、さらに、診断の結果、認知症であることが判明した場合には免許の取り消し処分の対象となることから、改正内容につきましては、老人クラブや町内会等における交通安全講話や交通安全教室の際に、警察などと連携を密に図りながら、本法律の改正について周知を図るなどの対策を実施してきたところであります。

その結果、高齢者の免許返納数につきましては、富良野警察署管内の数字となりますが、平成27年度においては35件であったものが、平成28年度については62件、平成29年度については8月末の5カ月間で55件と増加しているところであり、法律改正の内容について市民の皆様にも周知が図られてきているものと認識をしております。

次に、免許の自主返納に対する独自の施策につきましては、返納により自動車を運転できなくなることによる利便性の低下などがございますけれども、もともと免許を持たない市民との公平性の観点から実施していないところでございます。

次に、免許の返納者に対する公共交通利用に対する助成についてであります。現在のところ、助成については考えていないところでございます。

次に、2件目の地上デジタルテレビ放送の難視聴対策について、各テレビ共同受信組合への支援についてであります。

本市では、東山テレビ共同受信施設組合、島ノ下テレビ組合、西達布つつじ地区テレビ共同組合の三つの組合が組織されております。各組合におきましては、組合員から会費を徴収し、電柱添架料や電気料、土地使用料などの負担をしているところでありますが、西達布つつじ地区では、人口減により会員の負担が増加しており、また、他地域においても人口減による負担の増嵩が懸念されることから、各組合の状況を踏まえ、負担の軽減に向けたテレビ組合への支援を今後、検討してまいります。

以上です。

○議長（北猛俊君） 再質問ございますか。

3番石上孝雄君。

○3番（石上孝雄君） それでは、免許証の自主返納についてお聞きいたします。

きのう、それから、きょうも道新に高齢者の自主返納について大きく出ておりましたけれども、いまでも、市長答弁を聞いておりますと、ことしは昨年同期で2倍の返納があつて、ことしはもう昨年に追いついていくのかなと。そういう中で、免許証を持たないでいる人もいるので、助成は考えていないということでした。

先ほどの1回目でも質問させていただきましたが、やはり、買い物弱者、それから遠隔地から病院に行く交通弱者はさらにふえていくのではなからうかと思えます。その中でも、特に遠隔地に住んでいる高齢者の方々にとっては、病院はどうしても行かなくてはなりません。きのうの市長の答弁の中でも、買い物は移動購買車がある程度充実してきているということがありましたが、病院のほうはなかなか通えない。ましてや、免許証を返上するとなると、そういう助成について、市長は「市長と語ろう！」地域懇談会のときにもこれは喫緊の課題で重要と考えていると言われていると自分は捉えておりました。しかし、いまのところは考えていないということなので、再考をお願いしたいと思うのでありますけれども、そのところの考えを再度お聞きいたします。

○議長（北猛俊君） 御答弁願います。

市長能登芳昭君。

○市長（能登芳昭君） 石上議員の御質問にお答え申し上げます。

今回は、免許証の返納に対する助成についての御質問でございまして、当然、お年寄りの病院の対策としては現実的に既に講じているわけですね。ですから、この問題とは切り離して、現在やっている病院助成、通院助成の中に包含していくような形で考えるべきではないかと思えます。返納者だけに限定してやりますと、やはり、先ほど申し上げたようにお年寄りに対する公平さということでの問題意識というか、行政としてやる措置としては、お年寄りが通院できなくなるというのであれば、別な角度でやるのではなく、通院助成の制度が現在あるわけですから、それに便乗していただければいいのではないかというふうに考えているところです。

○議長（北猛俊君） 3番石上孝雄君。

○3番（石上孝雄君） それでは、いまの方向で、またじっくり見ていきたいなと思っております。

それでは、難視聴のテレビのことではありますが、来年度、支援を考えるということでもありますけれども、どのような支援を考えているのか、わかる範疇でいいですから、その内容をお知らせ願いたいと思えます。

○議長（北猛俊君） 御答弁願います。

総務部長若杉勝博君。

○総務部長（若杉勝博君） 石上議員の再質問にお答えをさせていただきます。

負担の軽減に向けたテレビ組合への支援を検討してまいりたいとお答えをさせていただきました。

細部は今後詰めていくことになりますが、これまでの経過を踏まえて支援していくという考えでございます。三つの組合の現況を把握するとともに、実は、地デジに切りかわったときに、つつじ地区でいけば3,800万円程度の事業費をかけて、地元負担、そして市の負担、補助という中で整備をして、テレビ組合を設立することを一つの条件として地域と確認してやってきた経過があります。ただ一方では、その当時から世帯が減ってきて、個人負担が増嵩してくるという実態があり、そして、今後もそれが懸念されております。これらを踏まえて、補助による負担軽減を検討して結論を出し、次年度の予算に反映させていきたいと思っているところであります。

○議長（北猛俊君） 続いて、質問ございますか。

3番石上孝雄君。

○3番（石上孝雄君） 支援を考えているという方向だけで、その次の詳細は何もないと。

では、自分の案を申し上げますが、先ほども質問させていただきましたけれども、1人当たり5,000円から、多いところで1万6,000円とか1万7,000円で、もしかしたら、近い将来は最終的に1人当たり6万円近くも払わなければならないかもしれない。そういうことになるとすれば、助成金というような入れ方ではだめだと思います。まずは一人一人が公平・公正にちゃんとテレビを見られるように、また、将来的に3組合が残っても、一軒一軒の負担割合はきちっと公平・公正になるような助成の支援策をぜひとも考えていただきたいと思いますけれども、その辺の考え方をお聞かせ願います。

○議長（北猛俊君） 御答弁願います。

総務部長若杉勝博君。

○総務部長（若杉勝博君） 石上議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

繰り返しになりますけれども、3組合の現況は私どもでも把握しております。それから、この組合の結成に至った経過というものもございます。これらを勘案しながら、当然、公平というのは行政に求められる部分でございますので、石上議員がいまおっしゃった部分も含めて、公平という立場から制度設計をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（北猛俊君） よろしいですか。

（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） 以上で、石上孝雄君の質問は終了いたしました。

散 会 宣 告

○議長（北猛俊君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

14日は、議案調査のため、休会であります。

15日の議事日程は、当日配付いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後2時21分 散会

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成29年 9月13日

議 長 北 猛 俊

署名議員 石 上 孝 雄

署名議員 広 瀬 寛 人